



神奈川県
教育委員会

特別支援学校高等部における 模擬投票等実践事例集



平成 29 年 3 月
特別支援教育課

はじめに

神奈川県では、「これからの社会を担う自立した社会人を育成することを目的に、積極的に社会参画するための能力と態度を育成する実践的な教育」を「シチズンシップ教育」とし、平成 22 年度から、すべての県立高等学校及び中等教育学校でキャリア教育の一環として位置付けて取り組んできました。県立特別支援学校においても、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて必要となる指導内容を適切に選択するとともに、実際の、体験的な活動をとおして、主体的に学習活動に取り組んできたところです。

そのような取組を進める中で、平成 27 年 6 月には、選挙権年齢を満 18 歳以上に引き下げる公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、平成 28 年 6 月には施行されました。

このことを受けて、県立高等学校等や県立特別支援学校の高等部に在籍する 18 歳の生徒が投票できるようになり、特別支援学校においても選挙権年齢の引き下げに対応した学習に、早急に取り組むことが求められています。

そこで、神奈川県教育委員会では、平成 27 年度に「政治参加教育 模擬投票に向けた授業計画作成事例集（特別支援学校版）」を作成し、まずは平成 28 年度に行われる参議院議員通常選挙に向け、県立特別支援学校全校で政治参加教育の取組を始めたところです。

さらに、平成 28 年度には、県立平塚ろう学校（聴覚障害、高等部）と県立横浜ひなたやま支援学校（知的障害、高等部）をモデル校として指定し、県立高等学校の実践を参考に「模擬投票」の授業を試行することとしました。この 2 校では、特別支援学校として独自に架空の候補者と架空の公約を扱う「選挙体験学習」を取り入れ、これらの成果を検証しました。そして今回、この取組の成果を「実践事例集」としてまとめました。

今後、各県立特別支援学校では、この「実践事例集」を参考にして、「政治参加教育」に関する授業を教育計画全体の中に取り入れ、3年後の参議院議員通常選挙の年には「模擬投票」を全校で実施し、一人ひとりの生徒の自立と社会参加をさらに目指していきたいと考えます。

結びとなりますが、「選挙体験学習」では、公益社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会の御協力をいただき、また「模擬投票」の実施と実践事例集の作成にあたっては、県選挙管理委員会と連携して取り組むことができました。関係の皆様には、授業を企画する段階から授業当日に至るまで、多大なる御協力をいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

神奈川県教育委員会教育局支援部特別支援教育課長

目次

本書の構成

第1章 神奈川県立の特別支援学校高等部における「模擬投票」等の授業のあり方

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 自立と社会参加を目指した「政治参加教育」 | P1 |
| 2 特別支援学校高等部における選挙を題材とした授業 | P2 |
| 3 「選挙体験学習」と「模擬投票」の違いと関連性 | P2 |
| 4 「選挙体験学習」の内容と方法 | P4 |
| 5 「模擬投票」の内容と方法 | P5 |
| 6 「選挙体験学習」と「模擬投票」の実施手順 | P6 |
| 7 「選挙体験学習」と「模擬投票」の実施上の注意点 | P9 |

第2章 「選挙体験学習」の実践例

- | | |
|-------------------------|-----|
| <単元の構成> | P11 |
| 1 選挙とは何か知ろう 情報収集の方法を知ろう | P12 |
| 2 投票の手順と方法を知ろう | P14 |
| 3 架空の演説会や討論会を体験しよう | P17 |
| 4 投票と開票を体験しよう | P25 |
| 5 「選挙体験学習」を振り返ろう | P27 |

第3章 「模擬投票」の実践例

- | | |
|-----------------------|-----|
| <単元の構成> | P28 |
| 1 自分の考えに近い候補者等を考えよう | P29 |
| 2 投票を体験しよう | P33 |
| 3 開票結果を知り、選挙について振り返ろう | P41 |

第4章 地域の方や保護者への情報発信と協力依頼、取材への対応

資料

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1 授業を受けた生徒の感想（生徒対象のアンケート） | P50 |
| 2 授業を行った教員の意見と感想（教員対象のアンケート） | P62 |
| 3 関連通知、参考資料 | P66 |

本書の構成

本書では、「政治参加教育」の一つとして特別支援学校高等部で「模擬投票」を実施するために、授業の基本的な考え方を示すとともに、実践例を紹介します。

- 第1章では、神奈川県の特設支援学校高等部における「政治参加教育」のあり方と「模擬投票」等の授業のねらいなど基本的な考え方について示します。
- 第2章及び第3章では、「選挙体験学習」と「模擬投票」の授業について、授業の展開例と教材例を紹介するとともに、授業のポイントを示します。
- 第4章では、保護者や地域の方々の理解啓発に向けた取組を紹介します。
- 巻末には、「模擬投票」等の実際を知っていただくために、授業を受けた生徒を対象としたアンケートと、授業を行った教員を対象としたアンケートの内容と結果の概要を載せました。
- また、これらの授業を実施するにあたって、確認しておくべき関連通知と参考資料の一覧を示しました。

各県立特別支援学校で、「模擬投票」等を計画・実施する際の参考資料として、また、校内研修の資料としてもご活用ください。

第1章

神奈川県立の特別支援学校高等部 における「模擬投票」等の授業のあり方

第1章では、神奈川県立の特別支援学校高等部における政治参加教育のあり方と「模擬投票」等の授業のねらい、方法、手順、留意点などについての基本的な考え方を示します。

1 自立と社会参加を目指した「政治参加教育」

平成28年6月には、公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、特別支援学校高等部の生徒や高等学校等に在学する全ての生徒に、これまで以上に組織的に公民としての資質をはぐくむ指導を行うことが、学校として求められています。

そこで、特別支援学校では、社会科に関する授業や生徒会の役員選挙の機会を活用するなどして、「政治参加教育」に関する指導を行ってききましたが、今後は、この指導をさらに充実させていく必要があります。

そして、高等部卒業後の自立と社会参加の一つとして、一人の有権者として主体的に政治に参加することを目指し、在学中には「政治意識を高め、主体的に政治に参加する意欲と態度を養う」ことをねらいとして、「政治参加教育」に取り組むことが大切です。

神奈川県立高等学校及び中等教育学校が取り組むシチズンシップ教育

学校から社会への円滑な接続を意識しながら、豊かな人間性や社会性を育むため、様々な参加型・体験型の学習活動を重視して取り組むことで、生徒一人ひとりに、実社会で役立つ豊富な知恵と経験をしっかりと身に付けさせることをねらいとしています。

具体的には、政治参加教育、司法参加教育、消費者教育、道徳教育の4本柱について、キャリア教育の一環として学校の教育活動全体で取り組むことで、社会の動きや出来事に興味・関心を抱き、社会にかかわる諸課題を自らのこととして受け止め、解決する意欲や能力を身に付けるとともに、生涯を通じて社会に積極的ににかかわり、貢献する態度などを育成します。

「シチズンシップ教育 Citizenship Education 指導用参考資料」
(平成23年2月、神奈川県教育委員会高校教育企画課)

2 特別支援学校高等部における選挙を題材とした授業

政治に参加する方法の一つとして選挙があります。特別支援学校在学中に、選挙の意義や仕組みについて学習しておくことで、生徒が選挙権を有したときに、主体的に選挙に参加できることが期待されます。

そこで、平成 28 年度に、県立高等学校等の「模擬投票」の取組を参考にし、県立特別支援学校でも「模擬投票」を行うこととしましたが、全国的にも特別支援学校の実践事例が少なかったことから、県立の特別支援学校 2 校をモデル校として指定し、参議院議員通常選挙の機会に「模擬投票」の授業に取り組みました。

「模擬投票」は、国政選挙等の内容を扱うため、公職選挙法に抵触しないよう、指導の内容や方法について慎重に検討し実施しなければなりません。

さらに、特別支援学校に通う生徒に対しては、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた、きめ細やかな指導と支援を行う必要があります。

そこで、特別支援学校高等部では、「模擬投票」に加えて、指導内容を適切に設定し、指導も柔軟に対応できて、主体的かつ体験的な活動を取り込んだ授業「選挙体験学習」を行った上で「模擬投票」に取り組むことが必要と考え、学習を設定しました。

3 「選挙体験学習」と「模擬投票」の違いと関連性

「選挙体験学習」と「模擬投票」の特徴は、以下のとおりです。

「選挙体験学習」の特徴

- 選挙の意義や方法について、丁寧に学習ができる。
- 身近なテーマを公約にすることで、生徒がイメージしやすい。
- 授業の期間や回数を柔軟に設定できることから、他の授業と関連付けて取り組みやすい。
- 架空の選挙公報を使用することで、争点を設定しやすくなり、考えることや話し合うことがしやすくなる。
- 投票方法を丁寧に教えることが可能である。
- 架空の公約で選挙運動期間中でなければ、選挙運動にあたらなないので、生徒同士で議論がしやすくなる。
- 実際の国政選挙等の期間中ではないので、外部の関係機関等の協力を得やすい。

「模擬投票」の特徴

- 実際の国政選挙の内容を扱うため、現実との結びつきが強く、意識が高まりやすい。
- テレビや新聞など、学校生活以外の機会でも、授業で扱った内容と関連する情報に触れる機会があるので、関心が高まりやすい。
- 模擬投票の結果と実際の選挙の結果を比べることができる。

「選挙体験学習」は、体験をとおして選挙等に参加するために必要な知識や手続きを理解することが目標です。一方、「模擬投票」は、「選挙体験学習」で学んだことを、より実践的な場面で活用できることが目標です。そして、これらの学習を積み重ねて、生徒会の選挙や実際の国政選挙等への参加など、実際の生活に役立つ実践力を育てます。

以上のことから、特別支援学校高等部では、「選挙体験学習」と「模擬投票」のそれぞれの目標を理解して、これらの授業を関連付けて授業を構成し、単なる体験に終わらず、一人ひとりの目標を設定して取り組む必要があります。

選挙を題材とした段階的な授業と実際の選挙等について

特別支援学校の授業

選挙体験学習

体験的活動を取り入れて、選挙に関する知識や手続きを理解する。

模擬投票

選挙体験学習で学んだことを、より実践的な場面で活用する。

実際の選挙等

学んだことを実生活で生かす。

4 「選挙体験学習」の内容と方法

(1) 事前学習

事前学習では、選挙の意義と仕組み、選挙にあたっての情報収集の方法、投票方法、架空の公約の検討、架空の演説会や討論会などの内容を扱います。

- 投票方法の学習では、実際の国政選挙等への参加を見据えて、一人ひとりの生徒の実態を踏まえて、指導内容を工夫します。
- 架空の公約の検討では、生徒がイメージしやすい身近な題材を架空の公約とし、候補者数や公約の数を絞り込むことで、生徒自身が考えやすく、かつ生徒間で話し合いやすい状況を整えます。そして、情報収集や生徒間で話し合う体験を積極的に取り入れて、課題について調べ、考え、自分なりに判断していくことを学びます。
- 架空の演説会や討論会では、候補者役を選挙管理委員会や関係団体など外部の方に依頼することで、より本格的な取組になります。また、地域の方の協力を得ることで、地域への啓発にもなります。

(2) 選挙体験

選挙体験では、架空の候補者の選挙を行います。

- 投票箱や記載台を、市区町村の選挙管理委員会から借用すると、より本格的な取組になります。
- 実際の国政選挙等の投票を見据えて、丁寧な指導や練習を積み重ねる機会になります。一方で、実際の国政選挙等の投票方法に取り組むことが難しい場合でも、生徒の実態に合った投票方法を工夫することで、政治参加の意識を育てることが可能です。
- 架空の公約の検討や架空の演説会、討論会などの事前学習と連続して行くと、選挙の仕組みや流れを全体的に捉えやすくなります。

(3) 事後学習

事後学習では、開票と振り返りを行います。

- 投票直後にその場で開票することで、投票、開票、開票結果のつながりについて、より理解しやすくなります。
- 当落の結果だけに着目せず、多様な意見を持つ人々の意見を反映して政治が行われるという仕組みや、誰かに任せるのではなく、課題について調べ、考え、自分なりに判断し、政治に参加することの意義について理解を深めることが大切です。

5 「模擬投票」の内容と方法

(1) 事前学習

事前学習では、実際の国政選挙等の選挙公報の見方、情報収集（またはその方法）などの内容を扱います。

- 選挙公報は、県選挙管理委員会から県教育委員会をとおして、各校に配付されます。この選挙公報は、授業場面に限って使用することとなっている点に注意が必要です。
- 一部の公約だけを授業の内容として扱うのではなく、様々な公約があるなかで、各自が必要な情報を収集して、考え、自分なりに判断していくことを学びます。
- 情報収集にあたっては、（特定の情報源や特定の内容だけを提示するのではなく）様々な方法があることを示し、各生徒が自分で情報収集ができるよう指導することが大切です。すでに「選挙体験学習」で、情報収集の方法について学習している場合には、インターネット等を活用して生徒自身が情報収集を体験することも可能です。

(2) 模擬投票

模擬投票では、実際の国政選挙等の候補者を扱った選挙を行います。

- 校内に模擬の投票所を設置します。投票日は実際の国政選挙等の投票日より前に設定し、投票時間は、各校の状況によって柔軟に設定します。期日前投票等の機会についても各校で柔軟に対応します。
- 投票箱や記載台を、市区町村の選挙管理委員会から借用することで、より本格的な取組になります。
- 投票方法は、実際の国政選挙等と同じにすることを基本とします。一方で、実際の国政選挙等の投票方法に取り組むことが難しい場合は、生徒の実態に合った投票方法を工夫することは可能ですが、指導や支援が、投票の誘導・干渉にならないよう注意が必要です。

(3) 事後学習

事後学習では、開票と振り返りを行います。

- 実際の国政選挙等の前に開票すると、人気投票の公表の禁止等に該当してしまう恐れがあります。さらに、選挙日後には異議申立て期間もあることから、実際の選挙結果が確定した後 30 日以上経過してから開票します。
- 投票から開票後の振り返りをするまでの期間が空いてしまうので、事前学習や投票を終えたときにアンケートを行うなどして、学んだことを振り返り、開票後の事後学習に生かします。

6 「選挙体験学習」と「模擬投票」の実施手順

「選挙体験学習」や「模擬投票」を実施するにあたっては、年度当初から計画的に取り組む必要があります。授業を実施するにあたっての主な手順は次のとおりです。

(1) 「選挙体験学習」の手順

項目	概要	備考
校内研修	「選挙体験学習」の目標、指導上の留意点等について、職員を対象に研修を行い、共通理解を図ります。	本冊子等を研修資料として活用します。
保護者へのお知らせ	「選挙体験学習」の授業に関する学校の考えと具体的な内容等を示し、保護者の理解を図ります。	各校で必要に応じて実施します。説明の機会や方法は、各校で工夫します。
年間指導計画作成	各校の教育課程編成に基づいて「選挙体験学習」の内容を扱う教科等を定め、年間指導計画の中に位置づけます。	他の教科等のねらいや内容との関連を考慮して設定します。
指導案作成 教材作成	「選挙体験学習」の授業の指導案と教材を作成します。	授業は、事前学習、投開票の体験、事後学習で構成します。
選挙体験学習 実施計画作成	架空の演説会や討論会、授業で行う投票所の設営と当日の運営等について計画します。	
地域へのお知らせ	「選挙体験学習」の授業に関する学校の考えと具体的な内容等を示し、地域の方々の理解を図ります。	各校で必要に応じて実施します。学校だよりなどの文書や、学校評議委員会など機会を活用します。
関係機関への 協力依頼	記載台や投票箱を借用する場合には、市区町村選挙管理委員会に依頼します。架空の候補者役を、地域の方や啓発団体、選挙管理委員会等に依頼します。	各校で必要に応じて実施します。外部の方に協力してもらう場合は、事前の丁寧な打合せが必要です。
事前学習	選挙の意義と仕組み、情報収集の方法、投票方法、架空の公約の検討、架空の演説会や討論会などの内容を扱います。	架空の公約等を載せた選挙公報を作成して使用します。
選挙体験	校内に投票所を設置します。 架空の選挙の投票を行います。	
事後学習	開票を行います。 生徒を対象としたアンケートを実施し、振り返りを行います。	「選挙体験学習」の開票は即日に行い、開票の様子や結果を知ることで、選挙に対する理解を深めます。
その他	教員を対象としたアンケートを実施し、今後の授業に生かします。	

(2) 「模擬投票」の手順

項目	概要	備考
校内研修	「模擬投票」等の目標、指導上の留意点等について、職員を対象に研修を行い、共通理解を図ります。	年度当初に、県教育委員会が模擬投票の説明会を開催します。その内容と本冊子を活用します。
保護者へのお知らせ	「模擬投票」等の授業に関する学校の考えと具体的な内容等を示し、保護者の理解を図ります。	保護者説明会で説明したり、文書で示したりするなど、各校で工夫します。
年間指導計画作成	各校の教育課程編成に基づいて「模擬投票」等の内容を扱う教科等を定め、年間指導計画の中に位置づけます。	他の教科等のねらいや内容との関連を考慮して設定します。
指導案作成 教材作成	「模擬投票」等の授業の指導案と教材を作成します。	授業は、事前学習、模擬投票、事後学習で構成します。
模擬投票等 実施計画作成	授業で行う投票所の設営と当日の運営、期日前投票の実施等について計画します。	
地域へのお知らせ	「模擬投票」等の授業に関する学校の考えと具体的な内容等を示し、地域の方々の理解を図ります。	学校だよりなどの文書や、学校評議委員会など機会を活用します。
関係機関への 協力依頼	記載台や投票箱を借用する場合には、市区町村選挙管理委員会に依頼します。	
事前学習	実際の国政選挙等の選挙公報の見方、情報収集（またはその方法）などの内容を扱います。	実際の国政選挙等の選挙公報を使用します。選挙公報は、県選挙管理委員会から県教育委員会を通じて各校に配付します。
模擬投票	校内に模擬の投票所を設置し、実際の国政選挙等の模擬投票を行います。	必要に応じて、期日前投票も行います。
事後学習	開票を行います。 生徒を対象としたアンケートを実施し、振り返りを行います。	開票は、実際の選挙結果が確定した後 30 日以上経過してから行います。（異議申し立て期間があるため）
その他	教員を対象としたアンケートを実施し、今後の授業に生かします。	

【コラム】「選挙体験学習」と「模擬投票」の実施手順例

モデル校（平塚ろう学校と横浜ひなたやま支援学校の2校）では、平成28年度に「選挙体験学習」と「模擬投票」の両方を実施しました。

なお、この例によらず、「選挙体験学習」だけを行う場合や「模擬投票」だけを行う場合もあります。

項目		平塚ろう学校	横浜ひなたやま支援学校
対象生徒		本科（1年14名、2年13名、3年12名 計39名） 専攻科（1年1名、2年1名 計2名） 合計41名	1年45名 2年41名 3年55名 合計141名
校内研修		管理職と授業担当者などが参加（5月）	管理職と授業担当者などが参加（5月）
保護者へのお知らせ		PTA総会で校長が説明（4月） 文書配付（5月）	保護者懇談会で校長が説明（4月）、 文書配付（6月）
教育課程		自立活動、現代社会	社会生活（教科等を合わせた指導）、 社会、特別活動
選挙体験学習	事前学習実施日	学年毎に実施（6月）	学年毎に実施（6月）
	選挙体験実施日	全学年合同実施（6月） （振り返りを含む）	学年毎に実施（6月） （振り返りを含む）
	選挙体験実施場所	多目的ホール、格技室（投票）	体育館
参議院議員通常公示日（6月）			
模擬投票	事前学習実施日	全学年合同実施（7月）	学年毎に実施（6月）
	模擬投票実施日	全学年合同実施（7月） 期日前投票も実施	全学年合同実施（7月）
	模擬投票実施場所	多目的ホール	多目的室
参議院議員通常選挙日（7月）			
模擬投票	事後学習実施日	全学年合同実施（9月）	学年毎に実施（9月）

7 「選挙体験学習」と「模擬投票」の実施上の注意点

(1) 政治的中立性の確保等

特別支援学校高等部では、小・中学校段階における政治的教養を育む教育を踏まえ、法令を遵守して指導をすることが大切です。

① 法令を遵守した指導

学校における政治的中立性の確保については、教育基本法第 14 条第 2 項により定められています。

教育基本法

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

政治参加教育を行うにあたっては、指導上の政治的中立の確保等に注意が必要です。一つは教育基本法等関連部分の法令遵守、もう一つは公職選挙法関連部分の法令遵守です。「私たちが拓く日本の未来有権者として求められる力を身に付けるために 活用のための指導資料」(総務省、文部科学省 平成 27 年)には、指導上の政治的中立の確保等に関する留意点が解説されていますので参照してください。

また、資料 3 (P66) に示した通知を必ず確認してください。

② 小・中学校段階における政治的教養を育む教育を実践する際のポイント

県教育委員会では、平成 28 年度に、小・中学校段階における政治的教養の在り方について検討し、「政治的教養を育む教育」を実践する際に、政治的中立性を確保するためのポイントを、次の 2 点にまとめました。

- 身の周りのできごとや現実の社会でおきている課題には様々な見方・考え方があることをふまえ、様々な見方・考え方を提示した指導を行いましょう。
- 多様な意見を引き出せるように、発問、資料、環境設定に配慮し、指導を行いましょう。

(2) 他の授業との関連

選挙を扱った授業は、政治参加教育の一つに過ぎません。単に選挙の体験をするだけでなく、教育課程全体を見渡して、他の授業との関連を図りながら進めることが大切です。

(3) 高等部 3 年間を見据えた計画

「模擬投票」は、3年毎に行われる参議院議員通常選挙の機会に行うこととしているため、「模擬投票」を実施する年度と実施しない年度があります。3年生になってから「模擬投票」を行う学年もあれば、1年生のうちから「模擬投票」を行う学年もあります。

「政治参加教育」は、「選挙体験学習」や「模擬投票」に限定したものではありません。参議院議員通常選挙がない年でも、様々な教育活動の中で政治参加意識を高める取組を工夫し、年間をとおして計画的に行うことが必要です。

高等部 3 年間を見据えた計画 (例)					
(次の参議院議員通常選挙実施年を中心としたイメージ)					
	まえ		参議院議員通常 選挙実施年	あと	
	H29	H30	H31	H32	H33
	選挙体験学習等 を実施		模擬投票 を実施	選挙体験学習等 を実施	
平成 29 年度 入学生	1 年	2 年	3 年		
平成 30 年度 入学生		1 年	2 年	3 年	
平成 31 年度 入学生			1 年	2 年	3 年

※ 参議院議員通常選挙の年に、「模擬投票」と「選挙体験学習」の両方を行うことも可能です。

第2章

「選挙体験学習」の実践例

第2章では、モデル校で実施した「選挙体験学習」の授業の展開と内容のポイントについて、実践例を盛り込みながら示します。

<単元の構成>

1 選挙とは何か知ろう、情報収集の方法を知ろう (12 ページ)
○ 選挙制度についての基本的な内容について理解する。 ○ 候補者等についての情報収集の方法について理解する。
2 投票の手順と方法を知ろう (14 ページ)
○ 投票方法と手順について理解する。
3 架空の演説会や討論会を体験しよう (17 ページ)
○ 演説会や討論会を体験するとともに、架空の選挙公報を使って、候補者の選び方を理解する。
4 投票と開票を体験しよう (25 ページ)
○ これまでの学習を生かして投票を体験することと、開票結果を知ること で、選挙についての理解を深める。
5 「選挙体験学習」を振り返ろう (27 ページ)
○ 「選挙体験学習」の一連の取組を振り返り、自己評価をする。

1 ねらい

- 選挙制度についての基本的な内容について理解する。
- 候補者等についての情報収集の方法について理解する。

2 ポイント

- 身近な話題を取り入れながら、選挙の意義について理解を図ります。
- 生徒自身が見聞きした経験と授業の内容を結びつけられるようにします。
- 情報収集の方法は一つではなく色々あることを知ることで、実生活での関心を高めるきっかけとします。

選挙公報、政見放送、インターネット、冊子状の公約集、演説会、街頭演説、公開討論会など

「私たちが拓く日本の未来有権者として求められる力を身に付けるために」(平成 27 年 9 月 総務省・文部科学省)

3 授業の展開例

学習内容と活動	指導上の留意点
1 選挙制度等を知る。 (1) 選挙とは (2) 投票できる人 (3) 選挙で選ぶ人たち (4) 選挙の 4 原則	身近な話題を取り入れながら、選挙の意義について理解させます。 選挙の種類については、具体例を用いることで理解を図ります。
2 情報収集の方法を知る。	必要に応じて、インターネットなどを使った情報収集を疑似体験します。

4 教材の例

授業のスライド

選挙年齢が18歳になったのでしょうか？

- ① 少子高齢化で選挙に行く人が減少してきている。
- ② 政治離れ・無関心が進んでいる。
- ③ 高校生の政治に関する関心が高い。
- ④ 将来を担う若者に政治にかかわってほしい。



選挙で選ぶ人達(代表を務める役職)

国会議員  都道府県知事 

市町村長  地方議会議員 

選挙(投票)の原則！

- 投票するのは誰？ 日本国民で満18歳以上の人に選挙権があります。
- 誰の票も同じ？ 年齢も性別も身分も職業も関係ありません。
- 誰かに頼む？ いいえ、必ず自分で投票します。
- 誰が誰に投票したの？ 知られることはありません。

1 ねらい

- 投票方法と手順について理解する。

2 ポイント

- 投票の手順を理解できるよう、生徒の理解にあわせて示します。
- イラストを使ったりモデルを示したりして、イメージを持ちやすくします。
- 実物を使って練習すると、さらに効果的です。
- 投票の練習では、生徒が確実に取り組めるよう、積極的にアドバイスします。
- ワークシートなどを用意して、生徒自身が後から振り返られるようにするのも効果的です。
- 代理投票や点字投票の練習をする貴重な機会です。

3 授業の展開例

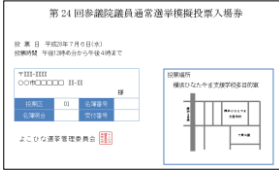
学習内容と活動	指導上の留意点
1 投票所入場券を受け取る。	投票所入場券のサンプルを示す。
2 投票所と投票日時を知る。	
3 投票の際の持ち物を知る。	
4 投票の手順を知る。	
5 投票の時の注意点を知る。	投票所に入るところから、順に示す。 プレゼンテーションソフトで工程毎に説明する。
6 投票の練習をする。	注意点と共に適切な対応例を伝える。 生徒が練習する前に教員がモデルを見せる。
(1) 一人ずつ練習する。	
(2) 待機する生徒は、練習する生徒の様子を見て理解を深める。	
	練習する生徒と待機する生徒に対し、それぞれ適宜アドバイスをする。

4 教材の例

投票方法の説明スライド

1 投票所に行く


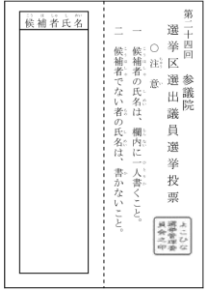
• 郵送されてくる、投票所入場券をもって、投票所に行く



※公職選挙法では、投票所入場券とありますが、投票整理券や投票の案内など、いろいろな言い方がります。
※投票所入場券を忘れても投票は可能です。

3 投票用紙を受け取る

• 投票用紙を受け取ります。

投票の手順書

投票の手順

投票日前

1. 自宅に投票所入場券が届きます。
2. 投票日と投票所を確認します。

投票日

1. 投票所入場券を持って投票所に行きます。
2. 投票所の受付に行きます。
3. 受付で投票所入場券を渡します。
4. 投票用紙を受け取ります。
5. 投票用紙を持って記載台に行きます。
6. 記載台に貼ってある候補者等の一覧を見ます。
7. 投票したい人の名前または政党等名を書きます。（記載台には鉛筆があります）
8. 投票用紙を点線に沿って名前が見えないように折ります。
9. 投票箱の前に行きます。
10. 投票用紙を投票箱に入れます。
11. 出口から出て終わりです。

投票時の注意メモ

投票するときの注意点

- 自分が投票したい人（や政党）を選ぶ。
- 正しい文字を書く。
- 記載台で名前を書く時には、隣ののぞかない。
- 誰に投票したか分からないようにする。
- 困ったことや分からないことがあったら、投票所にいる人に質問する。

5 お役立ちヒント



投票所を想定した練習をする際には、会場に数字や矢印などを記すと分かりやすいです。

市区町村の選挙管理委員会から記載台と投票箱を借用すると、より本番に近い環境のもとの学習が可能になります。

【コラム】代理投票と点字投票

代理投票とは、投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあります。

1 いつ、投票管理者に言えばいいのか？

投票日に、投票所に行ってその場で伝えます。

2 誰が代理投票をするのか？

投票管理者に申請すると、投票所の事務に従事する者のうちから2名の補助者が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおり記入されているかどうか確認します。

(投票管理者、投票立会人は補助者になることはできません。)

投票管理者とは？

各選挙ごとに置かれ、その選挙の投票に関する事務を行います。具体的には、投票用紙の交付、代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持などです。なお、投票管理者は、各投票所に配属されます。

3 どうやって意思確認をするのか？

補助者（代理投票をする者）は、必要に応じて代理投票を必要とする選挙人の理解者から、事前に意思の確認方法について情報収集します。意思の確認手段は、その選挙人の状況に合わせます。（記載台にある候補者名を順に指差したり、音声で読み上げたりするなど）

4 投票所に行けない場合でも、投票はできるのか？

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持つ選挙人で、所定の条件を満たしている場合には、郵便等による不在者投票ができます。

さらに、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者で、所定の条件を満たしている場合には、郵便等による不在者投票における代理記載制度を利用できます。

なお、郵便等による不在者投票を行おうとする場合は、投票に先立って市区町村の選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

1 ねらい

- 演説会や討論会を体験するとともに、架空の選挙公報を使って、候補者の選び方を理解する。

2 ポイント

- 生徒に身近なテーマを架空の公約の争点にすると、生徒がイメージしやすいです。
- 学校の教員だけが架空の候補者になると、教員の人気投票になってしまう可能性もあります。できれば、学校以外の人に架空の候補者を演じてもらうと良いでしょう。(下の写真を参照)
- 学校以外の人に協力してもらう場合は、当日はスムーズに演じてもらうよう、台本を用意すると良いでしょう。(P19の4を参照)
- 話を聞くだけでなく、生徒自身が自分の考えをまとめられるよう、授業を構成することが大切です。
- 生徒同士が話し合う機会を設けると、授業はさらに充実します。

3 授業の展開例

学習内容と活動	指導上の留意点
1 演説会や討論会について知る。 2 架空の選挙公報を受け取り、架空の候補者と公約を知る。 3 架空の候補者の演説を聞く。 4 候補者同士の討論を聞く。 5 候補者に質問をする。 6 自分の考えを整理する。	情報収集の手段について復習する。 架空の公報を生徒に配付する。 架空の候補者を生徒に紹介する。 公約内容の理解を補うためのワークシートを作成し、生徒に配付する。(P19の4を参照) 生徒同士が話し合う機会を設定する。 演説会や討論会を経て、自分の考えに近い候補者を選べるよう指導する。(P19の4を参照)

【コラム】 架空の選挙公報づくり

架空の選挙公報を作成するにあたってのポイントと注意点です。

1 作成のポイント

- (1) 生徒がイメージしやすい身近なテーマを架空の公約にします。

例 学校生活に関連した公約、家庭生活に関連した公約、卒業後の暮らしを見据えた公約

- (2) 生徒が共通の話題で議論ができるよう、候補者数や公約数を絞り込みます。
 (3) 実際の国政選挙等の選挙公報を参考にしつつも、読みやすさに配慮したレイアウトにします。

2 作成にあたっての注意点

- (1) 架空の公約の内容が、一部の考え方に偏らないように、注意が必要です。
 (2) 特に、実際の国政選挙等が近い時期に実施される場合には、架空の候補者の氏名や架空の公約の内容が実際の選挙のものと同じにならないよう、慎重な検討が必要です。

例 「架空の候補者の名前が、実際の候補者に同じだった。」
 「架空の公約で消費税を扱おうとしたところ、それが実際の選挙の争点となっていた。」など。

4 教材の例

授業のスライド

せいさく ほんい せいじ せんたく
政策本位の政治選択
 かんが
あなたの考えに
 ちか かんが
近い考えを
 えら
選びましょう

15

演説会の際のスライド

わたし ほんい くに
私は楽しい国をつくります！

1. **給食はバイキングにします！**
 みんなの好きな食べ物を聞いてバイキングにします。好きなものを食べられることが一番です。たくさん食べ物の中から選んで食べられることで給食がとても楽しくなります。給食を選んで食べられるので食べ残しなくなります。しかし、給食にかかるコストが上がるので給食費を値上げします。

2. **携帯電話はみんながもつ！**
 学校の行き帰りで危ないことがあったときや災害の時などの緊急時にも便利です。家に電話の無い人もいるので、一人一台あった方がいいと思います。インターネットの危険には、それぞれが勉強して注意すれば対応できます。

かながわ はなこ
 地元定住・パトロール・32歳

ワークシート(公約の理解)

かながわ はなこ

わたし () 県をつくります！

1. **給食は () にします！**
 みんなの好きな食べ物を聞いてバイキングにします。好きなものを食べられることが一番です。たくさん食べ物の中から選んで食べられることで給食がとても楽しくなります。給食を選んで食べられるので食べ残しなくなります。しかし、給食にかかるコストが上がるので給食費を値上げします。

2. **携帯電話は () がもつ！**
 学校の行き帰りで危ないことがあったときや災害の時などの緊急時にも便利です。家に電話の無い人もいるので、一人一台あった方がいいと思います。インターネットの危険には、それぞれが勉強して注意すれば対応できます。

<選択肢>
 楽しい・つまらない・バイキング・個別・一人・みんな

ワークシート(選挙前の候補者選び)

政治参加教育

組 名前

候補者それぞれの主張についての事前補足

3人の候補者は、自分の住んでいる県の議員に立候補しています。3人とも自分の考える理想的な県のあり方を目指して立候補しました。それぞれの主張は、もう一枚のプリント「選挙公報」の様になっています。まず、自分がこの県に住んでいると仮定してください。将来を考えると、あなたは3人の中のどの候補者を選びますか。次の解答欄に合わせて、自分の考えを書きましょう。

○誰をえらびますか？

○選んだ理由を書いてください。

候補者による演説の読み原稿

<p>演説読み原稿（日向山 恵子）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私は、安全な学校をつくります。 ○ そのために、まず一つ目として、給食は手作りのお弁当にします。 ○ 家によって味付けも違うし、やっぱり家の味付けが一番ですね。 ○ いつも食事を作ってくれている、保護者のみなさんへのありがたみがわかります。 ○ 安全な学校を作るための二つ目として、15歳以下の子どもの携帯電話は禁止にします。 ○ 家族や友達とは、顔を見て直接お話しすることが大切だと思います。 ○ ゲームやメールに夢中になってしまうかもしれませんし、子どもはまだ持つべきではないと思います。

討論会の進行表と読み原稿

架空の公開討論会の読み原稿	
司会	これより、候補者による討論会を行います。候補者で質問のある方はいますか？
すずき	さとう候補にお尋ねします。 テレビ局や映画会社に字幕などの情報保障をすることについて、それぞれの会社でかかるコストが上がると思うのですが、民間の会社はそのコストを全て押し付けるのですか？
さとう	聴覚障害者の情報保障はとても重要なことであります。コストに関しては、それぞれの会社で全てを負担するのではなく、補助金を交付して企業の負担を減らします。
たかはし	たなか候補に質問です。 インターネットは子どもにとって危険なことが数多くあります。スマートフォンを持つことで、これらの危険に巻き込まれてしまう子どもが増えてしまうではありませんか？
たなか	授業などの機会をとおして、危険について学ぶとともに安全に使う方法を勉強してもらいます。危ないからとおおげさなだけでは解決しないと思います。
さとう	たかはし候補に質問です。障害者差別解消法が施行されて、優先順位などを決めないで、取り組むことは可能でしょうか？
たかはし	障害者の差別解消はしなくてはならないことです。しかしながら財源にも限りがありますので、優先順位をつけて一つずつ効率よく解消させるしかありません。さとう候補の政策にある、積極的に補助金を出すことは、難しいと思います。
司会	候補者の討論を終了します。 これより、生徒の皆さんからの質疑応答の時間とします。 質問のある方は、挙手をお願いします。

架空の候補者の依頼と打合せ

実施日目安	内容	補足
1、2ヶ月前	架空の候補者の依頼	市区町村の選挙管理委員会、ノウハウを持つ関係機関、地域の方などに相談します。
1週間前まで	架空の候補者との打合せ	実施計画、架空の公報、読み原稿などを示します。
前日	前日準備	会場設営と資料準備を行います。
当日	最終確認	授業の会場を確認し、当日の段取りについて最終確認します。
	振り返り	授業に臨んだ感想や意見を伺い、今後の授業に生かします。


架空の選挙公報（聴覚障害教育部門の授業）

- 候補者を4人、公約を3つにしました。
- 「聴覚障害者の情報保障」、「携帯電話の利用制限」、「障害者福祉と予算」を公約のテーマにしました。

ミライ県議会議員選挙公報		
メモ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>私は安心して安全な県をつくれます！</p> <p>1. 聴覚障害者のためのまちづくりをします！ テレビや映画に字幕を必ず付ける事をテレビ局や映画会社に義務付けします。 また、様々な娯楽を提供する会社にも、聴覚障害者への情報保障をするように働きかけます。</p> <p>2. 18歳以下の子どもの携帯電話は禁止にします！ 携帯電話を持つと子どもには多くの危険があります。危険から回避するために禁止します。 また、ゲームやメールに夢中になってしまい、勉強や家でのお手伝いが十分に出来なくなります。 子どものうちは携帯電話を持たないで勉強やお手伝いを一生懸命にがんばりましょう。</p> <p>3. 障害者差別解消法を全力で推進します。 法律が施行されましたので、税金を多く使い企業や公共施設に積極的に補助金を出して差別の解消を推進して、障害者の暮らしやすいまちにします。</p> </div>	 <p>さとう いちろう 和党所属・元会社員・32歳</p>
メモ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>私はみんなが満足する県をつくれます！</p> <p>1. 聞こえない・聞こえにくい人たちが住みやすいまちづくり！ 聞こえない・聞こえにくい人たちが色々な情報を入手しやすくするために、公共施設に手話通訳者を配置して、聴覚障害者の暮らしやすい県をつくります。</p> <p>2. 18歳以下の子どもは、機能を制限した携帯電話をもつ！ インターネットやゲームが出来ると、遊びすぎたり使いすぎたりするので、電話と一部のメール機能のみ使える携帯電話にします。それだけの機能が使えれば、危ない事や災害の時のための緊急時にも対応できるので安心です。</p> <p>3. 障害者差別解消法の推進に努めます。 障害者を差別することないまちづくりは大切な事です。法律の推進に努力するように企業や公共施設に働きかけて障害者も住みやすいまちを目指します。</p> </div>	 <p>すずき けん イケメン党所属・元社長・28歳</p>
メモ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>私はみんなが楽しい県をつくれます！</p> <p>1. 聞こえない子どもたちの代表として、機渡し役として活動します！ ろう教育の専門性の向上をさせます。出張手話講習会を各地で開催することで、手話のできる人を増やし情報保障を充実させ、積極的に機渡し役となる活動します。</p> <p>2. 携帯電話はみんながもつ！ 学校の行き滞りで危ないことがあったときや災害の時のための緊急時にとっても必要です。 これからは子どももスマートフォンでインターネットを使いこなせないといけない時代です。 インターネットの危険には、それぞれが勉強して注意すれば対応できます。</p> <p>3. 福祉充実に努力します。 財源があまり無いので無駄を省いて福祉の充実と障害者の差別解消に努力します。 財源が足りなければ借金をして福祉を充実させます。</p> </div>	 <p>たなか だいすけ 無所属・元公務員・39歳</p>
メモ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>私はみんなが幸せになる県をつくれます！</p> <p>1. 聴覚障害者が働きやすい職場を増やします！ 県内の各企業に手話通訳者の配置や、聴覚障害者が受け取りやすい情報提供の工夫の義務化をします。 聴覚障害者が働きやすい環境を充実させて、雇用の促進をします。</p> <p>2. 子ども用の安全で機能も充実した携帯電話を開発します！ 新しく子どもが使っても安全な携帯電話を電話会社に早急に開発してもらいます。 これからの時代は子どもがスマートフォンやインターネットを安全に使えないといけません。 子どもの頃からITに安全に慣れ親しむ事で、IT時代の技術者を育てる必要があります。</p> <p>3. 障害者福祉の充実に困ります。 企業や公共施設に障害者差別解消法の履行を促します。優先順位の高い物から無駄遣いを省いて確保した予算からお金を捻出して障害者の差別解消をします。</p> </div>	 <p>たかはし たらう シニア党所属・前議員・52歳</p>




架空の選挙公報（知的障害教育部門3年生の授業）

- 候補者を3人、公約を2つにしました。
- 男女の候補者を立てました。
- 卒業後の暮らしを見据えて、「医療の充実」、「労働環境の充実」、「住環境の充実」を公約のテーマにしました。

メモ	<p>わたし いりようせつび じゅうじつ けん つく 私は医療設備の充実している県を作ります。</p> <p>1. 総合病院の数を増やします。 <small>しょうこうれいかい</small> 少子高齢化社会に対応して、<small>さまさま</small> 様々な病気や<small>しょうじょう</small> 症状・けがにすぐに対応できるよう <small>かくらいき</small> 各地域の拠点に複数の診療科を備えた総合病院を順次増やしていきます。</p> <p>2. 救急医療体制を整備します。 <small>きんきゅう</small> 緊急時に対応するため、<small>きゅうしや</small> 救急車両の増加や<small>どくたーへりこぷたー</small> ドクターヘリコプターの複数機配 <small>び</small> 備をめざしていきます。</p>	 <p>ひなたやま たろう <small>むすぶ</small> 無所属・元会社員・ <small>にじゅうはち</small> 28歳</p>
メモ	<p>わたし はたら しょくば おお けん つく 私は働く職場の多い県を作ります。</p> <p>1. 色々な企業を誘致します。 <small>いろいろ</small> 色々な手段を考<small>かんが</small> えながら、<small>さまさま</small> 様々な企業や職場を誘致し、<small>かずおほく</small> 数多くの県民の <small>みな</small> 皆さんが地元で働いていけるように努めていきます。</p> <p>2. 家族との生活も充実させます。 <small>たんじかんろうどう</small> 短時間労働・フレックス・<small>だんじょ</small> 男女に育児休暇保障等、<small>いろいろ</small> いろいろな形<small>かたち</small> で働けるよう <small>せいど</small> な制度を整え、<small>かぞく</small> 家族との時間や<small>じかん</small> プライベートな時間に、<small>じかん</small> 充実した活動<small>かつどう</small> ができるよ <small>う</small> うにします。</p>	 <p>かながわ はなこ <small>じ</small> 地元党所属・パート・ <small>さんじゅうに</small> 32歳</p>
メモ	<p>わたし す かんきょう よ けん つく 私は住む環境の良い県を作ります。</p> <p>1. 緑地や公園を増やします。 <small>いばつか</small> 今使われていない建物や工場の跡地を緑地や公園として整<small>ととの</small> えます。仕事後や休日等 <small>かみ</small> に、のんびり過ごせて、<small>からだ</small> 体も気持ちもリフレッシュできるような環境を整えます。</p> <p>2. 自然エネルギーを活用します。 <small>かんきょう</small> 環境に優しい自然エネルギーを最大限に取り入れ、<small>おせんぶつ</small> 汚染物質が極<small>きょく</small> 力出ない <small>かんきょう</small> ようなクリーンな環境での経済活動を保障します。</p>	 <p>せんきよ じゅうや <small>かんげい</small> 環境大切党・ <small>いんぎょう</small> 農業・ <small>ごにじゅうに</small> 52歳</p>

架空の選挙公報（知的障害教育部門1年生の授業）

- 候補者を3人、公約を2つにしました。
- 男女の候補者を立てました。
- 身近な学校生活に視点を当てて、「学校の給食」と「携帯電話」を公約のテーマにしました。

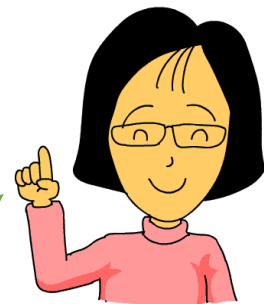
メモ	<p style="text-align: right;">ミライ県議員選挙公報</p> <p>わたし あんぜん けん 私は安全な県をつくります！</p> <p>1. 給食は、手作りのお弁当にします！ 家によって味付けも違います。それぞれの家の味付けが一番です。 いつも食事を作ってくれている保護者のみなさんに感謝の気持ちを持てるようになります。 さらに、感謝の気持ちを伝えられるよい大人に成長できます。</p> <p>2. 15歳以下の子どもの携帯電話は禁止にします！ 家族や友達とは、顔を見て直接お話しすることが大切だと思います。 ゲームやメールに夢中になってしまい、勉強や家でのお手伝いが十分に来なくなります。 子どものうちは携帯電話を持たないで勉強やお手伝いを一生懸命にがんばりましょう。</p>	 <p>ひなたやま たろう 無所属・元会社員 28歳</p>
メモ	<p>わたし たの けん 私は楽しい県をつくります！</p> <p>1. 給食はバイキングにします！ 子どもの好きな食べ物を聞いてバイキングにします。好きなものを食べられることが一番です。 たくさんの食べ物の中から選んで食べられることで給食がとても楽しくなります。 給食を選んで食べられるので食べ残しがなくなります。 しかし、給食にかかるコストが上がるので給食費を値上げします。</p> <p>2. 携帯電話はみんながもつ！ 学校の行き帰りで危ないことがあったときや災害の時などの緊急時にとても必要です。 家に電話の無い人もいるので、一人一台あった方がいいと思います。 インターネットの危険には、それぞれが勉強して注意すれば対応できます。</p>	 <p>かながわ はなこ 地元党所属・パート 32歳</p>
メモ	<p>わたし せいとだいいち けん 私は生徒第一の県をつくります！</p> <p>1. 給食は、食堂で注文して食べられるようにします！ 和食や洋食、中華などその日の気分によって食べるメニューを決められるようにします。 毎日食べる給食がメニューから選べることで、外食しているようなとても楽しい気分で作られます。 食堂で注文するので少したけ給食費を値上げします。</p> <p>2. 子どもは、電話しかできない携帯電話をもつ！ メールやゲームが出来る、遊びすぎたり使いすぎたりするので、電話だけの携帯電話にします。 電話が出来れば、危ない事や災害の時などの緊急時にも対応できるので安心です。 友達ともメールより電話で話した方が気持ちは伝わり、返信のきずなが深くなります。</p>	 <p>せんきよ じゅうや 環境大切党・農業 52歳</p>

5 お役立ちヒント



情報保障の観点から、音声だけではなく、手話通訳や画面表示などの環境を整え、生徒の理解が進むようにすることが大切です。

架空の候補者役を外部の方に依頼する際には、学校における政治的中立性の確保と教育的配慮について事前に十分に説明し、趣旨を理解していただく必要があります。



生徒同士の話し合いや質疑応答の際に、一部の考えに偏った展開になった時には、他の考え方があることを示します。

また、教員がある一つの考え方や選択肢を誘導することは避けてください。

1 ねらい

- これまでの学習を生かして投票を体験することと、開票結果を知ることによって、選挙についての理解を深める。

2 ポイント

- 架空の選挙は、演説会や討論会とセットで行うと、より選挙の仕組みの理解につながります。
- 代理投票を練習する機会として授業を行います。
- 実際の投票場面を想定して、投票手順の理解の定着を目指します。
- 投票所の人員は、授業の目的によっては、生徒が行うことも可能です。
- 投票所に必要な人員：投票管理者、投票立会人（2名）、名簿対照係、投票用紙交付係、補助者（2名）
- 必要な道具等：記載台、投票箱、投票所入場券、（選挙人）名簿、投票用紙、候補者の氏名等掲示（選挙区）、名簿届出政党等の名称等掲示（比例代表）、鉛筆

3 授業の展開例

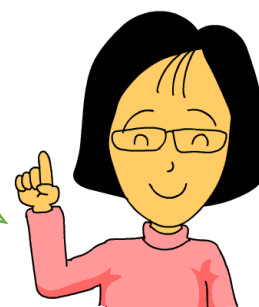
学習内容と活動	指導上の留意点
1 投票手順等を復習する。 ・投票の際の持ち物 ・投票手順 ・注意点 2 投票所入場券を受け取る。 3 投票所で投票する。 4 開票の様子を見る。 5 開票結果を知る。 6 まとめ	投票所入場券を授業前に配付し、投票時の持ち物として各自で準備させるのもよい。 実際の場面を想定し、生徒の投票手順に関する理解の程度を把握するとともに、理解が定着するよう指導する。 代理投票が必要な生徒については、その対応方法を検討し試行する。

4 お役立ちヒント



市区町村の選挙管理委員会から記載台と投票箱を借用すると、より本番に近い環境のもとでの学習が可能になります。

「選挙体験学習」は、実際の国政選挙等の候補者等の情報を扱っていないため、「模擬投票」よりも柔軟な対応が可能です。生徒の理解が進むよう積極的に工夫してください。



1 ねらい

- 「選挙体験学習」の一連の取組を振り返り、自己評価をする。

2 ポイント

- 体験するだけで終わらず、振り返りを行うことで理解を深めます。
- アンケートを実施して振り返る方法があります。(資料1を参照)
- 生徒同士で話し合ったり、発表しあったりすることで、いろいろな立場の考えや意見があることを知るとともに、自分の考えをまとめて表現する機会にもなります。
- 開票結果を知った後、できるだけ時間を空けずに実施することが望ましいです。

3 授業の展開例

学習内容と活動	指導上の留意点
1 アンケートに答える。	質問の理解が難しい場合には、面談するなどして、本人の思いを導き出す。
2 生徒同士で話し合う。 いろいろな意見があることを知る。	いろいろな意見があることを受け止められるよう、必要に応じて助言する。
3 「選挙体験学習」を終えた感想を発表する。	
4 まとめ	選挙の意義を再確認すると共に、一連の学習の成果を総括する。

第3章では、モデル校で実施した「模擬投票」の授業の展開と内容のポイントについて、実践例を盛り込みながら示します。

<単元の構成>

1 自分の考えに近い候補者等を考えよう (29 ページ)

- 実際の国政選挙等の選挙公報を読んで、自分の考えに近い意見を持つ者や、自分の関心が高い分野に詳しい者などを知り、投票に向けて自分の考えを整理する。
- 「模擬投票」の実施日時や持ち物について理解する。

2 投票を体験しよう (33 ページ)

- 「選挙体験学習」等で学んだことを生かし、より実践的な場面（実際の国政選挙等の「模擬投票」）で投票を体験し、選挙についての理解を深める。

3 開票結果を知り、選挙について振り返ろう (41 ページ)

- 「模擬投票」の開票結果を知り、選挙について振り返る。

1 ねらい

- 選挙公報を読んで、自分の考えに近い意見を持つ者や、自分の関心が高い分野に詳しい者などを知り、投票に向けて自分の考えを整理する。
- 「模擬投票」の実施日時や持ち物について理解する。

2 ポイント


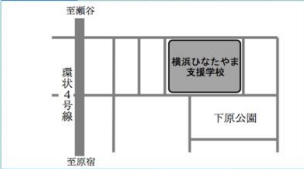

- 選挙管理委員会が発行する選挙公報を使います。（選挙公報は授業場面に限り使用が可能です。）
- 実際に情報収集を行い、いろいろな考え方があることに気付き、自分の考えを整理し、結論を導き出すまでの過程を理解します。
- 特定の見方や考え方に偏らないよう、適宜助言をします。

3 授業の展開例

学習内容と活動	指導上の留意点
1 選挙の候補者や政党について情報を得る手段を確認する。	情報収集の方法について復習する。
2 選挙公報について知る。	選挙公報の入手方法を知らせる。
3 神奈川選挙区の候補者と比例代表（全国区）の候補者と政党を知る。	選挙公報（実物）を提示する。
4 選挙公報の読み方を知る。 (1) 各候補者の氏名 (2) 各候補者が所属する政党 (3) 各候補者が掲げる公約 (4) 各候補者のプロフィール	必要に応じて、読み方を助言したり用語を解説したりする。
5 情報収集の方法について、再確認する。	
6 選挙公報を見て、自分の考えに近い候補者について各自で検討する。	
7 「模擬投票」の開催について知る。 投票時の持ち物を確認する。	投票所入場券を配付し、その読み方を教える。
8 まとめ	授業以外にも、新聞やテレビやインターネットなどの様々な手段を使って情報を得たり、家族の方などと話をしたりするなどして、さらに理解を深めるよう伝える。 選挙公報を回収する。

4 教材の例


模擬投票入場券

	2460034	<p>お知らせ</p> <p>◎投票当日は本券を持参し、投票所の係員に示して投票用紙の交付を受けてください。</p> <p>◎本券を紛失又は未着の場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票所の係員への申し出により投票できます。</p> <p>期日前投票</p> <p>投票当日に、仕事、旅行などで投票所へ行けない人は、期日前投票制度をご利用ください。</p> <p>期間 ○月○日(○)から○月○日(土)まで</p> <p>場所 ○○○○</p>						
	横浜市瀬谷区南瀬谷 2-20							
0 様								
<p>第 24 回参議院議員通常選挙模擬投票入場券</p> <table border="1"> <tr> <td>投票日</td> <td>平成 28 年 7 月 6 日(水)</td> </tr> <tr> <td>投票時間</td> <td>午後 12 時 45 分から午後 4 時まで</td> </tr> <tr> <td>投票場所</td> <td>横浜ひなたやま支援学校多目的室</td> </tr> </table>			投票日	平成 28 年 7 月 6 日(水)	投票時間	午後 12 時 45 分から午後 4 時まで	投票場所	横浜ひなたやま支援学校多目的室
投票日	平成 28 年 7 月 6 日(水)							
投票時間	午後 12 時 45 分から午後 4 時まで							
投票場所	横浜ひなたやま支援学校多目的室							
								
投票区	1-A	名簿番号	1					
名簿照合		受付番号						
よこひな選挙管理委員会 								

期日前投票宣誓書

<p>期日前投票 宣誓書</p> <p>私は第二十四回参議院議員通常選挙の当日、次の期日前投票又は不在者投票の理由に該当する見込みです。</p> <p><input type="checkbox"/> 仕事、学業、その他（ ）に従事</p> <p><input type="checkbox"/> 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域内に外出、旅行、滞在</p> <p><input type="checkbox"/> 病気、負傷、出産、身体障がい等のため歩行が困難</p> <p>上記は、真実であることを誓います。 平成 2 8 年 月 日</p> <p>氏名 _____</p>

模擬投票の投票用紙

<p>候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	<p>第二十四回 参議院 選挙区選出議員選挙模擬投票</p> <p>○注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="text-align: right;"></p>
---------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 お役立ちヒント



次の資料のQ&Aを、授業の計画立案時に参考にしてください。

- 「【コラム】「模擬投票」をより適切に効果的に実施するための具体的な対応例」(本書の 37 ページ)
- 「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」(総務省・文部科学省)
- 「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために 活用のための指導資料」(総務省・文部科学省)
- 「模擬投票指導用資料」(神奈川県教育委員会)

1 ねらい

- 「選挙体験学習」等で学んだことを生かし、より実践的な場面（実際の国政選挙等の「模擬投票」）で投票を体験し、選挙についての理解を深める。

2 ポイント

- 期間と時間の設定
事前学習を終えてから、実際の国政選挙等の投票日前までに行います。
必要に応じて、期日前投票の期間を設定します。
投票所の開設時間は、学校の実情に合わせて設定します。
- 投票所に必要な人員：投票管理者、投票立会人（2名）、名簿対照係、投票用紙交付係、補助者（2名）
- 必要な道具等：記載台、投票箱、投票所入場券、（選挙人）名簿、投票用紙、鉛筆

3 お役立ちヒント

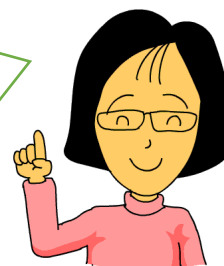


市区町村の選挙管理委員会から記載台と投票箱を借用すると、より本番に近い環境のもとでの学習が可能になります。

記載台の掲示物は、県選挙管理委員会から県教育委員会を通して配付されるものを使います。

「模擬投票」は、国政選挙期間中に実際の候補者等の情報を使って実施するため、公職選挙法を踏まえた、慎重な対応が求められます。

「模擬投票」で使用する掲示物や投票時の対応方法については、国政選挙の投票に則ることを基本とします。



4 実施計画例

(1) 横浜ひなたやま支援学校の「模擬投票」実施計画

「模擬投票」実施計画

- 1 日時 平成 28 年 7 月 6 日(水) 12:45～16:00
- 2 場所 多目的室
- 3 対象生徒 全学年生徒
- 4 準備すること
 - (1) 前日まで
当日の日程表作成、模擬投票入場券、選挙人名簿/投票用紙、保護者へのお知らせ、投票所必要物品（鉛筆、消しゴム、表示など）、選挙管理委員会借用手続き、借用物品の運搬
 - (2) 前日準備（会場設営）
 - (3) 当日の運営と撤収
- 5 当日の役割分担（全て教員が対応する）
投票管理者、受付、立会人
- 6 補足
 - (1) 投票及び開票の時期など
 - 投票は、実際の参議院議員通常選挙の投票日前日までに実施する。
 - 開票は、投票日以降 30 日が経過してから行う。
 - 結果公表の範囲は、学校の授業内とする。
 - (2) 投票時間
 - 生徒の自主性を生かすため、投票時間を授業時間外に設定する。
 - (3) 投票所の対応
 - 受付係は、選挙人（生徒）から模擬投票入場券を受け取る。
 - 受付係は、選挙人名簿（生徒名簿）と照合して本人確認をした後、選挙人（生徒）に投票用紙を渡す。
 - 投票所の係の 1 名が投票箱の監視を行う。
 - 投票所の役の者のうちの 2 名は、代理投票を行う。
 - (4) 生徒の取組の評価
 - 投票するか棄権するかは、生徒の自主性に委ねる。
 - 投票については学習評価の対象としない。（生徒への周知）
 - (5) 教職員は、自己の立場を利用して特定の政党、候補者への投票を働きかけない。
 - (6) 保護者に対しては、教育活動の一環として行う趣旨を事前に十分周知し、さらに、政治参加について家庭で適切に話題にするよう理解を求める。
 - (7) 選挙管理委員会との連携
 - 選挙管理委員会に相談し、記載台と投票箱（鍵付）等を借用する。
 - 県選挙管理委員会から（県教育委員会をとおして）、選挙公報、候補者の氏名等掲示（選挙区）、名簿届出政党等の名称等掲示（比例代表）を借用する。
 - 選挙管理委員会から借用したものは、使用の範囲をその授業限りとする。

(2) 平塚ろう学校の「模擬投票」実施計画

「模擬投票」実施計画

- 1 日時
平成 28 年 7 月 8 日 15 時 30 分～16 時 30 分
(期日前投票は、7 月 5 日～7 日 15 時 30 分～16 時 00 分)
- 2 場所
多目的ホール (期日前投票は、生徒会室)
- 3 対象者
高等部生徒全員
- 4 内容
第 24 回参議院議員通常選挙の「模擬投票」
(神奈川県選挙区と比例代表選出議員)
- 5 その他
 - (1) 受付、投票管理者、投票立会人は教員が行う。
 - (2) 平塚市選挙管理委員会から記載台と投票箱を借用する。
 - (3) 現場実習の期間中であることから、期日前投票を実施する。

もぎとうひょう し 模擬投票のお知らせ

さあ、いよいよ「もぎとうひょう模擬投票ほんばん」の本番です！

じっしび がつ にち すい
実施日：7月6日(水)

とうひょうじかん

投票時間：12:45～16:00

ひるやす きゅうけいじかん ほうかご じかんたい
《昼休み, 休憩時間, 放課後のみの時間帯》

とうひょうばしょ たもくてきしつ

投票場所：多目的室

とうひょうほうほう たもくてきしつ いりぐち ようし う と
投票方法：多目的室の入口で用紙を受け取り、

きにゅうばしょ きにゅう とうひょうばこ
記入場所で記入して、投票箱に

とうひょう
投票してください。

じゅうとうひょう ひみつとうひょう
*自由投票 *秘密投票

選挙の運営・管理は、教員が行います。
皆さんが実施した「模擬投票」は、実際の選挙の
開票結果が確定した後 30 日後以上経過してから
開票します。

模擬投票体験についての無記名アンケートを行いますので、御協力のほどよろしくお願いたします。
神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

【コラム】「模擬投票」をより適切に効果的に実施するための具体的な対応例

「模擬投票」（事前・事後学習を含む）の授業は、選挙期間中に実施するため、その内容の取扱にあたっては、教育基本法による政治的中立性の確保に加えて、公職選挙法を遵守した慎重な対応が必要です。

一方で、生徒の障害の状態を踏まえた適切な指導や支援が必要です。さらに、障害が重い生徒にとっては、代理投票の可能性を探る大切な授業にもなります。

すなわち、特別支援学校における政治参加教育の授業の実施にあたっては、一人ひとりの障害の状態を踏まえた柔軟な対応が必要という側面と、政治的中立性と公職選挙法を踏まえた慎重な対応が必要という二つの側面を踏まえる必要があります。

「模擬投票」の実施にあたり、県選挙管理委員会のアドバイスを受けて判断した対応例を紹介します。

1 模擬投票の事前学習で使う資料とその活用方法について

質問	対応の方向性
授業で使用する選挙公報を各家庭に持ち帰ってよいか。	授業で使用する目的で、選挙管理委員会から特別に配付されていますので、目的以外の使用はできません。したがって、授業以外では使用せず、外部には持ち出さず、「模擬投票」の事後学習後には、学校で破棄します。
「模擬投票」で扱う公約を限定してよいか。	授業で扱う内容を限定すると、特定の候補者だけの話題を取り扱う可能性が生じ、政治的中立性の確保が難しいことが予想されます。
「模擬投票」の授業では、選挙公報だけを使用するのか。選挙公報を基に、別教材を作成してよいか。	「模擬投票」では、選挙の内容に関する資料は選挙公報のみとします。ただし、生徒が自分で情報収集する場合には、その制限はありません。また、選挙の方法や仕組みなど選挙一般に関するものは、問題はありません。
選挙公報以外の情報を学校が用意して提供することは可能か。	「模擬投票」では、公職選挙法上、各政党のマニフェストは、選挙運動期間中は配布できません。また、原則としてその他の各政党等の政策に係る資料は、取捨

	<p>選択等の段階で教員個人の価値判断を伴うことから、作成・配付をしないでください。生徒が自ら情報収集することは、問題はありません。</p>
<p>ある特定の公約について解説する際に注意することは何か。</p>	<p>「教えてほしい」という依頼があった場合には、政治的中立性を踏まえた上で、解説することは問題ありません。</p>
<p>ルビが振ってある選挙公報はあるか。また、選挙公報にルビを振って良いか。</p>	<p>公職選挙法上、選挙公報を2次加工してはいけません。全てのルビを振ってある公約はありません。</p> <p>特別支援学校で行う「模擬投票」では、ルビが必要な場合には、法令を遵守した上で、次の点に十分に注意して慎重に対応してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業場面に限る。 ○本人からの申出を受けて、必要な箇所のみとする。 ○候補者や政党の名前など、正しい読みがなを使用する。
<p>公示後、「模擬投票」実施のお知らせを生徒に配付したり、校内に掲示したりしてよいか。</p>	<p>特定の候補者、政党名、公約を載せるなどがなければ、問題はありません。</p>

2 投票所の設営について

質問	対応
<p>投票所の手順や動線を示す、案内掲示をしてよいか。</p>	<p>「模擬投票」では、手順を示したり動線を示したりする工夫をしまいかまいません。</p> <p>「選挙体験学習」で学習を重ね、「模擬投票」では、より実際の国政選挙等と近い状態で行うほうが効果的です。</p>
<p>投票箱を借用したが、いつまでに返却すればよいか。</p>	<p>「模擬投票」では、実際の選挙結果が確定した後以降 30 日以上経過してから開票します。(選挙日より前の開票は人気投票の公表の禁止にあたる恐れがあり、選挙日後には異議申立て期間もあるため)。</p> <p>従って、借用期間については、選挙管理委員会とよく調整しておく必要があります。</p>

	なお、貸出期間中は、開票できないよう適切に管理してください。
記載台に掲示する候補者リストの用紙サイズ、文字の大きさ、字体等の指定はあるか。	「模擬投票」では、選挙管理委員会から送られたものを使ってください。拡大印刷は可能です。 実際の国政選挙等では、サイズが決まっています。
投票所の設営で用意する鉛筆の濃さの指定はあるか。	濃さの指定はありません。なお、実際の選挙の投票所では消しゴムはありません。訂正が必要な場合は、取り消し線に対応します。

3 代理投票の練習について

質問	対応
代理投票を要求する際に、いつ、誰に、どのように申請すれば良いか。	実際の国政選挙等では、投票する際に、投票管理者に申請してください。 「模擬投票」は、実際の国政選挙等のことを踏まえて、申請の仕方を練習する機会としてください。
代理投票人は、指さしやジェスチャーにより、意思確認をしてよいか。	代理投票の補助者は、必要に応じて代理投票を必要とする者の理解者から、投票手続きに入る前に意思確認の方法について情報収集します。記載台にある候補者名を順に指差したり、音声で読み上げたりするなど、対応はその人の状況によります。 「模擬投票」では、実際の国政選挙等における代理投票のルールを理解した上で、個々の生徒に必要な指導をしてください。
選挙管理委員会が管理(用意)している立候補者の顔写真を活用し、意思確認できないか。	選挙公報や投票所の記載台に掲示する候補者名簿等以外には、文書等を作成していません。 選挙管理委員会が作成した文書等で対応することが基本となります。
「模擬投票」の会場に、事前学習で使用した選挙公報やそのときのメモなどを持ち込んでよいか。	「模擬投票」では問題はありません。 実際の国政選挙等では、他の選挙人の投票行動に影響を及ぼす行為や投票所内の秩序を乱す行為でなければ問題はありません。

投票所まで行くことが難しい方には、受付まで付き添ってよいか。	本人が望むならば可能です。
投票前に、投票の意思を確認して良いか。	問題ありません。ただし、投票の妨害や干渉にならないよう注意が必要です。
生徒が投票所で困っている場合、周囲の教員等は生徒に言葉をかけてよいか。	「模擬投票」では、言葉をかけても問題ありません。実際の国政選挙等で困ることが予想される場合には、「模擬投票」の際に、代理投票の方法を指導してください。
投票所に別室を用意したり、入場者数を制限したりできるか。	「模擬投票」では問題ありませんが、実際の国政選挙等ではできません。

このほか、模擬投票の実施にあたっては、次の資料に掲載されているQ&Aを参照してください。

- 「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」(総務省・文部科学省)
- 「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために 活用のための指導資料」(総務省・文部科学省)
- 「模擬投票指導用資料」(神奈川県教育委員会)

1 ねらい

- 「模擬投票」の開票結果を知り、選挙について振り返る。

2 ポイント

- 公職選挙法上、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過や結果を公表することが禁止されていることに鑑み、「模擬投票」の公表は、実際の選挙結果が確定してから30日以上経過した後に開票します。
- 事後学習をするまでに時間が空いてしまうため、アンケートを使って事前に振り返っておくなどの対応策が必要です。(資料1参照)
- 生徒自身の感想を生かして、各自の社会参加の意識の向上を図ります。

3 実践例

学習内容と活動	指導上の留意点
1 「模擬投票」の結果について知る。 (1) 投票総数 (2) 投票率 (3) 無効投票数 (4) 各候補者の得票数	「模擬投票」で、各生徒が投票の基準とした理由などについて、事前(投票日など)に把握しておくが良い。
2 実際の国政選挙等の結果を確認する。 (1) 全国の投票率 (2) 神奈川県投票率 (3) 18歳の投票率 (4) 神奈川選挙区の開票結果	当落選の結果だけではなく、当選者の主張を確認するなどして、選挙についての理解を深める。
3 「模擬投票」と国政選挙の結果について感想を述べる。	
4 まとめ	

4 教材の例

授業の振り返りスライド

<p><small>えら</small> <small>りゆう</small> <small>もぎせんきよけつ</small> 選んだ理由 (模擬選挙アンケートより)</p> <ul style="list-style-type: none">・ この人ならまかせられると思った・ 戦争のない平和な世界が作れると思った・ 日本が住みやすく暮らせると思った・ 自分なりに考えて1票を入れた・ 消費税のために頑張ってくれそうだから・ 選挙看板の写真とスローガンを見て	<p><small>いちばんだいじ</small> 一番大事なもの！</p> <p><small>せんきよ</small> <small>さんか</small> <small>せいかつ</small> 選挙に参加して、生活をよりよいもの <small>か</small> <small>きも</small> に変えようとする気持ち！！！！</p>
<p>「自分の一票では何も変わらない」 しかし 「投票しなければ社会は変わらない」 つまり 「自分の一票が社会が変わるきっかけとなる」</p>	

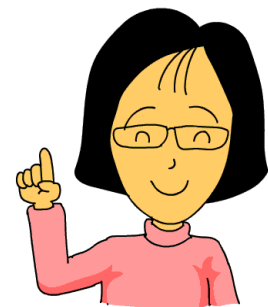
5 お役立ちヒント



「模擬投票」で生徒が苦慮していた点をまとめ、今後の「選挙体験学習」やその他の授業に活かしてください。

実際の国政選挙等で選挙権を行使した生徒が、選挙についての感想を発表するのも良いでしょう。

「模擬投票」の開票よりも前に、実際に投票してみた感想や、個々が何を基準にして選択したかについてなど、振り返ることは可能です。(人気投票にならないよう注意が必要です。)



第4章

地域の方や保護者への情報発信と 協力依頼、取材への対応

第4章では、地域の方や保護者への理解と協力を得るための具体的な取組の例を紹介します。また、この取組に関心を持った報道機関が、取材を申し込んでくることもあります。そこで、取材を受ける際のポイントと対応例を紹介します。

1 保護者への説明

保護者に対しては、年度初めの保護者説明会などの機会を活用して、政治参加教育に対する学校の考え方やその取組について説明し、理解を得ることが大切です。

2 関係機関への協力の依頼

授業の実施にあたっては、選挙管理委員会や関係団体等の外部機関の協力を得ることで、より大きな効果が得られます。

「模擬投票」で使用する候補者名簿や選挙公報は、県選挙管理委員会から県教育委員会を經由して各校に配付します。

なお、「模擬投票」は、全県立学校が同時期に実施することや、借用した投票箱を開票せずに保管しなければならないことから、選挙管理委員会に相談する場合は、スケジュール設定に注意が必要です。

関係機関に相談・依頼することの例

- (1) 参考になる資料や教材を知りたい。
- (2) 本物の投票箱や記載台を使いたい。
- (3) 本物の選挙公報を使いたい。
- (4) 選挙の体験をしたい。
- (5) 授業の内容について相談に乗って欲しい。
- (6) 選挙のことについてさらに知りたい。

3 学校便りを活用した地域の理解啓発

学校便りは、学校の考え方や取組について、保護者だけでなく地域の方にも示すことができる大切な文書です。政治参加教育に対する学校の姿勢を示し、理解啓発を図ります。

学校便りを活用した政治参加教育の理解啓発

神奈川県立横浜ひなたやま支援学校 学校だより

よこひな通信



6月号 平成28年5月31日発行

18歳から選挙に参加できることとなります

校長 石上信彦

6月19日以降は、18歳から選挙に参加できることとなります。この選挙権年齢の引き下げは、約70年ぶりの抜本的な制度改革です。

本校は、卒業後に社会へソフトランディングするため、「リアリティのある学習」を重視してきました。これは机上の学習だけではなく、実際の体験から学ぶことが役立つと考えているからです。特に本校の作業学習は、この点で評価をいただいているところですが、作業学習以外の場面でも積極的に取り入れてきたところです。

既に保護者説明会・懇談会の際にお話ししましたが、7月に予定されている参議院選挙の機会を利用して「模擬投票*」を実施する予定です。もちろん、学校は政治的中立性を厳密に求められるところですので、実施にあたっては、県教育委員会、瀬谷区の選挙管理委員会の助言をいただきながら慎重に進めていきます。

自分を振り返ってみても、初めて選挙に行った際にはどのようにやれば良いのか、周りをジロジロ見るわけにもいかず、戸惑いを感じながら投票したことを覚えています。今回の学習により、生徒の皆さんが選挙や政治に対する関心を持ち、主権者として社会参加の意欲を高めてもらいたいです。

*実際には存在しない候補者、政党名を用いて投票を行う場合を「選挙体験学習」と言い、公示後から投票日の間に実際に立候補した候補者に対して別に投票を行うことを「模擬投票」と言います。「選挙体験学習」の投票結果は公開しても支障はありませんが、「模擬投票」の結果は公開できません。また、秘密投票の趣旨を徹底するため、見学等希望の方は、あらかじめ学校に御相談ください。

4 学校評議員会の活用

学校評議員会で話題にすることで、学校における政治参加教育の取組に対して評価を受け、その充実に向けた協議が可能となります。

学校評議員会において政治参加教育の取組を報告

平成28年度 第2回「学校評議員会」
11月7日(月) 10:00~12:00

『政治参加教育の取組について』
教育推進グループ
横浜ひなたやま支援学校

選挙体験学習

- 身近な社会問題や学校生活に係わることを考えることができる。
- 学年ごとに内容を積み上げていくこともできる。
- 架空の立候補者を立てて臨場感ある選挙体験学習を行うことができる。

政治参加教育-教員向け研修会
保護者向けの研修会 **必要**

5 授業の見学者への説明、取材への対応

保護者の方への説明や地域の方への情報発信により、「授業を見学したい」という依頼があります。また、このような取組に関心を持った報道機関が、取材を申し込んでくることもあります。

学校としては、特別支援学校の取組を理解してもらうことと同時に、授業を受けている生徒の学習への影響、個人情報の保護、安全対策などについて検討し、適切な対応が求められます。

次ページ以降に、見学者対応や取材者対応についての具体例を示しましたので参考にしてください。

授業当日の見学者向けの説明資料

平成 28 年 6 月 10 日

見学者の皆様

神奈川県立平塚ろう学校
校長 伊藤 大郎

平塚ろう学校の教育実践

本日はご多忙の中、平塚ろう学校にお越しくださしましてありがとうございます。

さて、私たちの学校では、聴覚障害のある子どもたちを対象として、子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、日々の教育実践に取り組んでいます。

知識を獲得したり、自分の意思を人に伝えたり、物事を考えたりするための基礎となる言語力を身につける。様々な経験をする中で、言葉のやりとりを通して、社会のルールや人間関係、社会性を学ぶ。日本語で読み書きする力（日本語指導）を教科学習や自立活動（※）の中で身につけ、基礎学力の向上を図る。こうしたことを目的に指導にあたっています。

実際の教科指導の場面では、教員の音声だけでは十分に情報が伝わらないため、板書やプリントを工夫したり、絵や写真を多用したりするなど、視覚的な配慮をしています。また少人数編成による指導や手話や指文字といった種々のコミュニケーション手段を活用して授業を展開しています。

また、高等部には、本科と専攻科が設置されています。本科は3年課程で、普通科と職業科（総合デザイン科、情報応用ビジネス科）があります。専攻科は2年課程で、本科や他校の高等部等を卒業した生徒が対象となっています。本科、専攻科ともに幅広い知識と教養や、社会人として自身を持って行動するための知識や態度の育成をねらいとし教育活動を展開しています。

今年度は選挙権が18歳以上に引き下げられることを機に、社会科や自立活動等の中で、選挙体験学習と参議院選挙に立候補した方に投票する模擬投票を実施することにしました。選挙体験学習の実施前には、選挙区制度や政党制などを計画的に学習しました。

※自立活動は個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。

選挙体験学習

平成 28 年 6 月 10 日（金）13:25～15:10

- ・実際にはない政党、候補者の公約発表を聞いて投票体験
- ・候補者役や選挙管理委員会役など、JCI（日本青年会議所）の協力を得て実施

模擬投票

平成 28 年 7 月 8 日（金）15:30～最大 60 分

- ・実際に参議院選挙立候補者に投票
- ・開票は得票が確定した後 30 日以降
- ・開票結果は外部には公表できません。
- ・平塚市選挙管理委員会と連携して実施

■見学者の皆様

- 1 見学中は「来校者」の名札をおつけください。
- 2 学習の妨げにならないように、学校が指定した場所、方法で見学してください。
- 3 施設設備、学習教材等の写真・映像の撮影（ただし幼児児童生徒の姿、氏名等の個人情報が映らないこと）を希望される方は、近くにいる学校の職員にお知らせください。
- 4 校内掲示の生徒氏名等、見学に際して知り得た個人情報は、外部に出さないでください。

■報道機関の皆様

報道関係者の取材が入ることは、保護者にお知らせし、了解を得ておりますが、「写真や映像に映らないようにしてほしい」という希望の方々もいます。撮影方法については、事前にご相談ください。また、事後、取材内容を確認させていただきますのでご協力をお願いします。

問合せ先

副校長 江藤、教頭 山口

電話 0463(32)0913

FAX 0463(32)1646

見学者向けのお願い（文例）

見学される方へのお願い

本日の授業見学にあたっては、次の点についてご理解、ご協力をお願いいたします。

1 学習への影響について

見学にあたっては、児童生徒の学習が妨げられないよう、お静かにお願いします。

また、校内では他の授業も行われており、他の児童生徒の学習にも影響しないよう、学校が指定した場所での見学をお願いします。学校敷地内及び校舎内の移動の際は、児童生徒の安全にご配慮ください。

2 個人情報の保護について

児童生徒の個人情報については、本人・保護者の了解に基づき限定的に取り扱っています。したがって、授業見学にあたっては、録音撮影はご遠慮ください。また、見学で知り得た個人情報を第三者に提供したり、インターネットなどを通じて不特定多数の者に示したりすることはご遠慮ください。

なお、主催者または学校の許可を得た報道各社が撮影等を行うことがありますので、予めご了承ください。

3 安全対策について

児童生徒が安全に安心して教育を受けられるよう、安全対策を施しています。その一貫として、来校者の氏名等を確認させていただくとともに、校内では名札をつけてください。

※ご不明な点がございましたら、学校の職員にお尋ねください。

取材者向けのお願い（文例）

取材をする方へのお願い

本日の取材にあたっては、次の点についてご理解、ご協力をよろしくお願いたします。

1 学習への影響について

取材にあたっては、児童生徒の学習が妨げられないようご配慮ください。

また、校内では他の授業も行われており、他の児童生徒の学習にも影響しないよう、学校が指定した場所での取材をお願いします。学校敷地内及び校舎内の移動の際は、児童生徒の安全にご配慮ください。

2 個人情報の保護について

児童生徒の個人情報については、本人・保護者の了解に基づき限定的に取り扱っています。取材にあたっては、学校が指定した条件の範囲内で行ってください。また、撮影した児童生徒の画像・映像は、個人情報の保護のため学校が確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

3 安全対策について

児童生徒が安全に安心して教育を受けられるよう、安全対策を行っています。そのため、来校者の氏名などを確認させていただくとともに、校内では名札をつけてください。

4 撮影について

個々の児童生徒の障害の状態と特性により、撮影時の立ち位置や撮影のタイミングによっては、児童生徒の学習が妨げられることも考えられます。撮影場所、場面、時間は、学校の指示に従ってください。

5 インタビューについて

インタビューをする場合には、予め学校と相談の上、対象者や場面や時間を確認してください。

※ご不明な点がございましたら、学校の職員にお尋ねください。

資料

県立平塚ろう学校（聴覚障害、高等部）と県立横浜ひなたやま支援学校（知的障害、高等部）のモデル校2校で実施した「選挙体験学習」と「模擬投票」の授業では、生徒自身による振り返りと、今後の授業改善のため教員を対象にアンケートを実施しました。

また、「選挙体験学習」及び「模擬投票」を計画・実施するにあたり、参考にした通知及び参考資料の標題を提示しましたので、今後の取組の参考にしてください。

資料1

授業を受けた生徒の感想
（生徒対象のアンケート）

資料2

授業を行った教員の意見と感想
（教員対象のアンケート）

資料3

関連通知、参考資料

県立平塚ろう学校（聴覚障害、高等部）と県立横浜ひなたやま支援学校（知的障害、高等部）の2校で実施した「選挙体験学習」と「模擬投票」の授業では、生徒自身による振り返りと、今後の授業改善のための資料とするためにアンケートを実施しました。

1 調査方法等の概要

- (1) 調査方法 質問紙による調査（調査1～3を参照）
- (2) 調査対象 平塚ろう学校及び横浜ひなたやま支援学校の高等部の生徒
- (3) 調査内容と調査日

	平塚ろう学校	横浜ひなたやま支援学校
調査1 (調査用紙1)	「選挙体験学習」後	「選挙体験学習」後と 「模擬投票」事前学習後
調査2 (調査用紙2)	「模擬投票」事後学習後	使用せず
調査3 (調査用紙3)	使用せず	「模擬投票」の投票直後

※ 調査用紙1は、県教育委員会が作成し、両校共通の調査としました。

※ 調査用紙2、3は、各校が独自に作成しました。

2 調査回答数

	平塚ろう学校	横浜ひなたやま支援学校
調査1	36/41件 (87.8%)	「選挙体験学習」後 77/100件 (77.0%) 「模擬投票」事後学習後 118/141件 (83.7%)
調査2	31/38件 (81.6%)	
調査3		51/60件 (85.0%)

○ 平塚ろう学校は、「選挙体験学習」と「模擬投票」の授業を全学年の生徒が受けました。

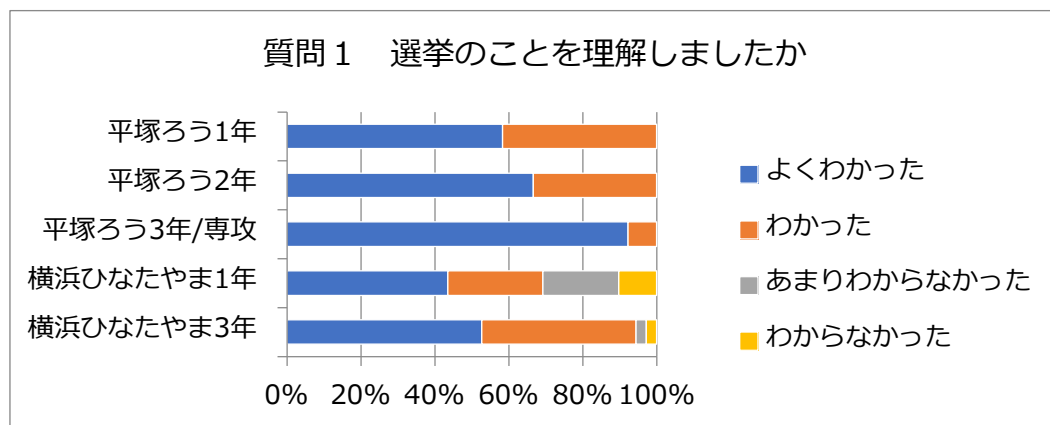
○ 横浜ひなたやま支援学校は、「選挙体験学習」は1・3年「模擬投票」は全学年の生徒が受けました。

3 調査結果概要

(1) 調査 1

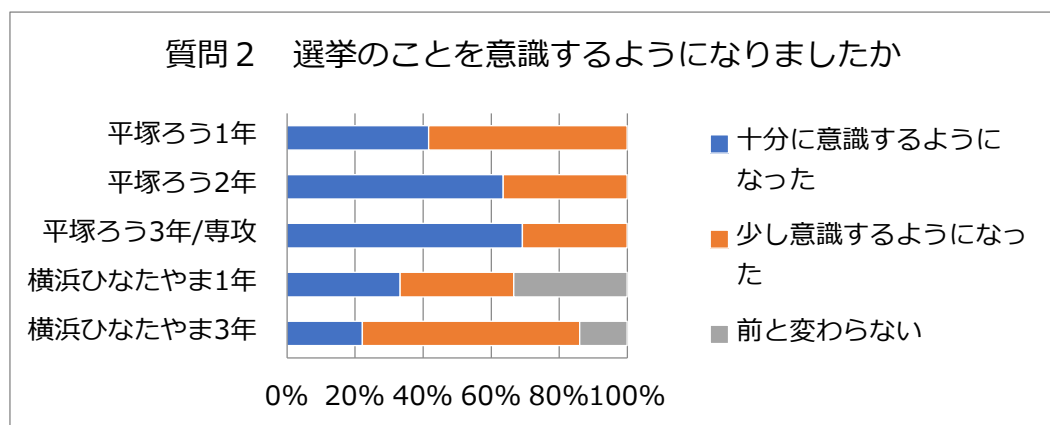
① 質問 1 選挙のことの理解

○ 学年が上がるにつれて、理解が深まることが伺えます。



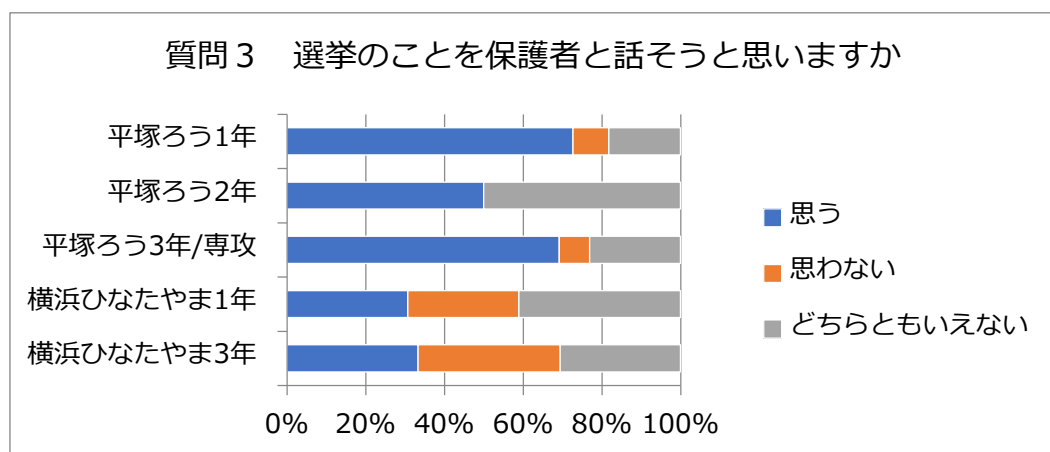
② 質問 2 選挙のことの意識

○ 学年が上がるにつれて、意識が高まることが伺えます。



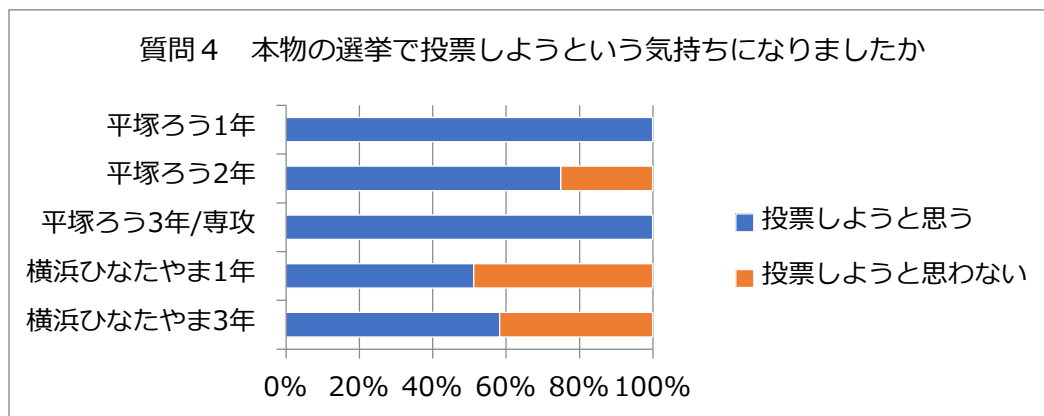
③ 質問 3 保護者との会話

○ 保護者と話そうと思うことには、ばらつきがありました。



④ 質問4 投票の意欲

○ 投票の意欲は、ばらつきが見られました。



⑤ 質問5、6 「選挙体験学習」、「模擬投票」に共通する生徒の感想

○ 「選挙体験学習」、「模擬投票」のいずれの授業においても、政治参加についての理解が深まり、意識も高まることが伺えます。一方で、生徒の実態によって、さらに丁寧な指導が必要な場合もあることが分かりました。

回答（抜粋）

- ・ 選挙の意義について理解が深まった。
- ・ 投票しようという意識が高まった。
- ・ 体験できたことが印象に残った。
- ・ 政治について理解が深まった、選挙について理解が深まった。
- ・ 選挙権の年齢が引き下げられたことを知った。
- ・ 選挙の勉強は難しかった。

⑥ 質問5、6 「選挙体験学習」を体験した生徒の主な感想

- 「選挙体験学習」で実際の状況に近い学習環境で授業を行うことで、緊張感や不安が軽減される可能性があります。
- 「選挙体験学習」では、ア. 身近な話題をテーマとし、イ. 架空の候補者が、ウ. 架空の公開演説会（や公開討論会）でわかりやすい説明をしました。この授業の構成が、候補者を選ぶ力につながると考えます。

回答（抜粋）

- ・ 本物を使った体験が印象に残った。
- ・ 緊張した、不安になった。
- ・ 候補者を選ぶ際の基準を考えた。

⑦ 質問5、6 「模擬投票」を体験した生徒の主な感想

- 「模擬投票」では、実際の参議院議員通常選挙を題材とするため、現実的かつ具体的な内容が生徒の印象に残ったことが伺えます。
- テレビやインターネット、選挙公報など、学校の授業以外の生活場面でも選挙について考える機会があることに意識が向いていることが分かります。

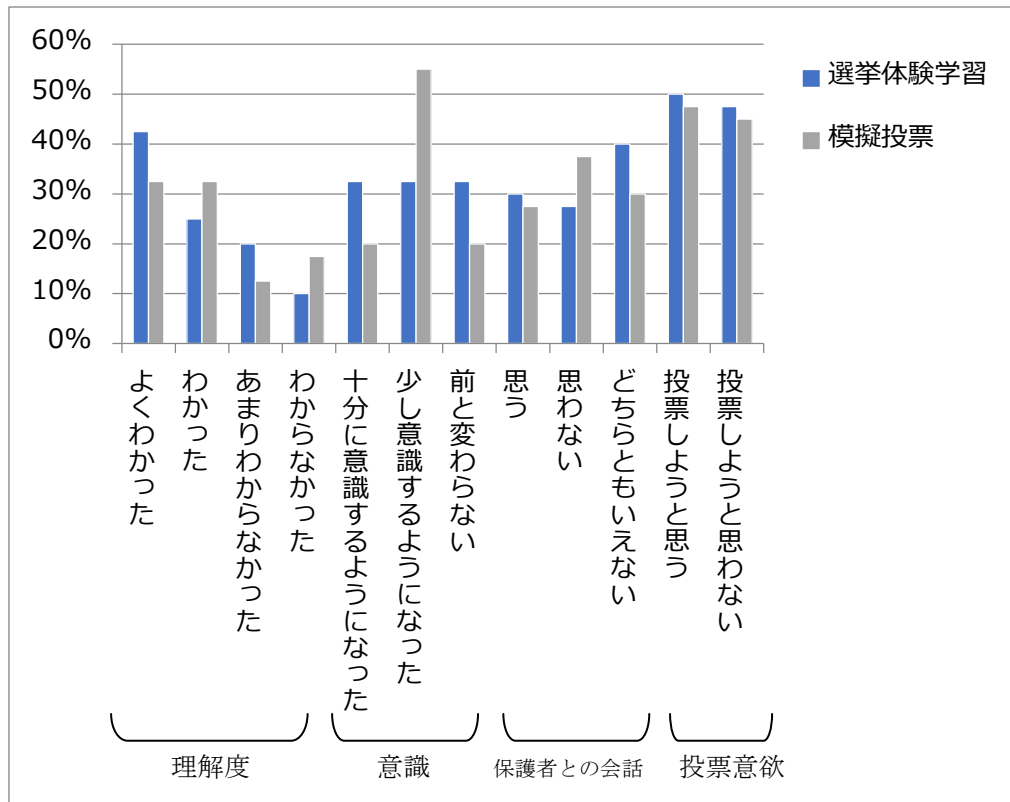
回答（抜粋）

- ・ 選挙公報を読んだことが印象に残った。
- ・ テレビで（授業と関連する内容を）見た。
- ・ インターネットで調べられることを知った。
- ・ 不在者投票や期日前投票があることを知った。
- ・ 参議院議員選挙は、比例区と選挙区があることを知った。

⑧ 「選挙体験学習」と「模擬投票」の比較（横浜ひなたやま支援学校）

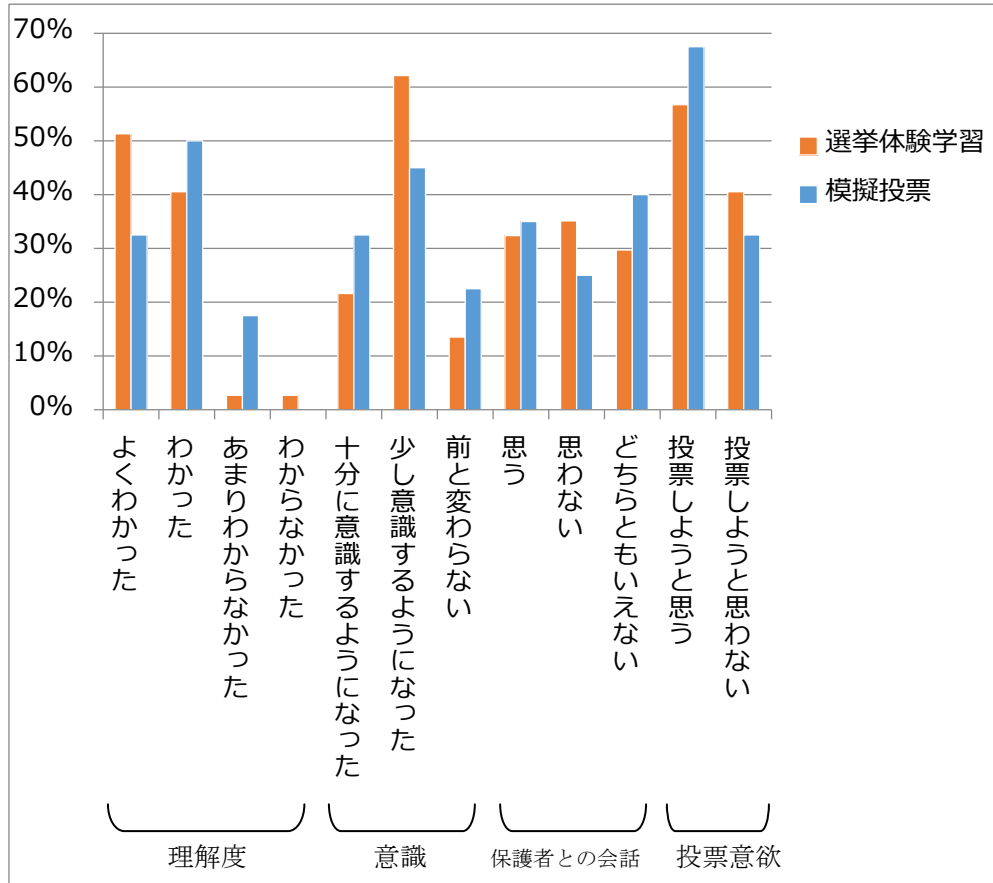
ア 1年生（「選挙体験学習」と「模擬投票」のアンケートの比較）

- 理解度、意識、保護者との会話、投票意欲のいずれも、「選挙体験学習」の方が「模擬投票」よりも肯定的な回答が多い傾向でした。



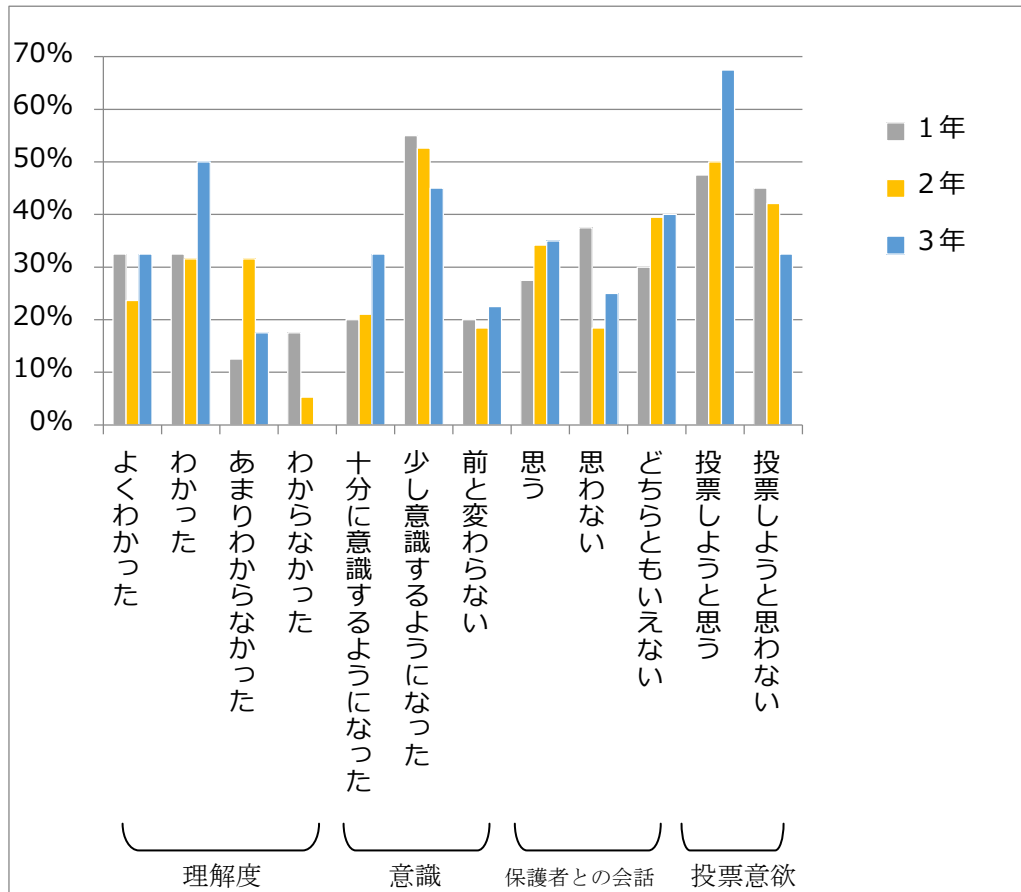
イ 3年生（「選挙体験学習」と「模擬投票」のアンケートの比較）

- 理解度は、「選挙体験学習」よりも「模擬投票」の方がポイントが低い反面、意識や投票意欲は、「選挙体験学習」よりも「模擬投票」の方が、ポイントが高い結果となりました。



ウ 全学年の「模擬投票」のアンケートの比較

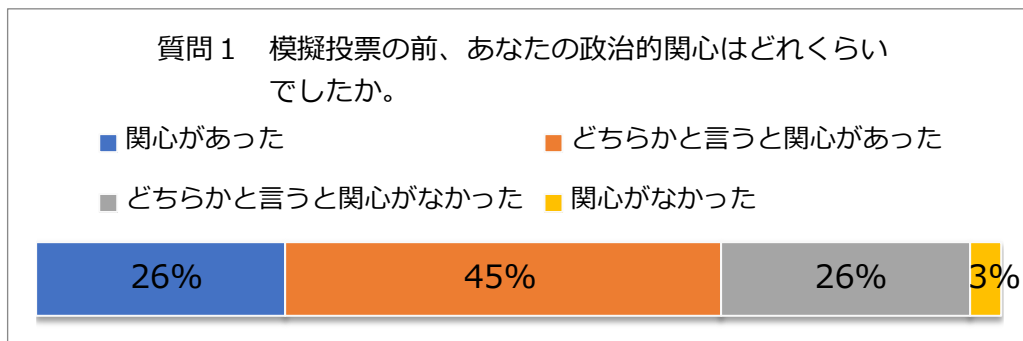
○ 理解度、意識、保護者と会話、投票意欲のいずれも、3年生が肯定的な回答のポイントが高い傾向でした。



(2) 調査 2

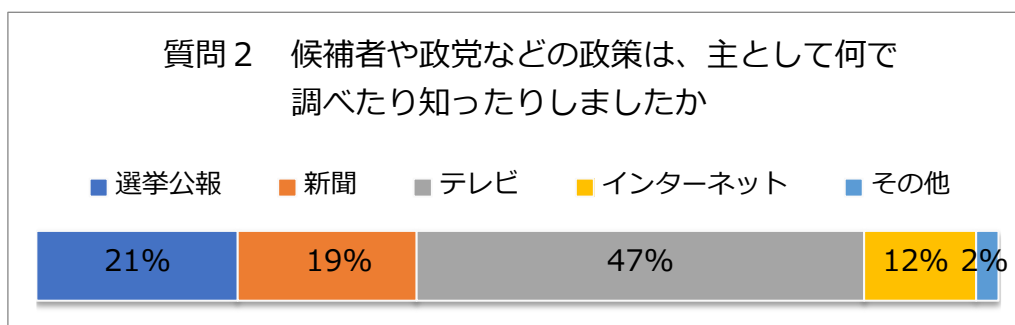
① 質問 1 模擬投票前の政治的関心

○ 生徒の約 7 割の者が、政治に関心があることがわかりました。



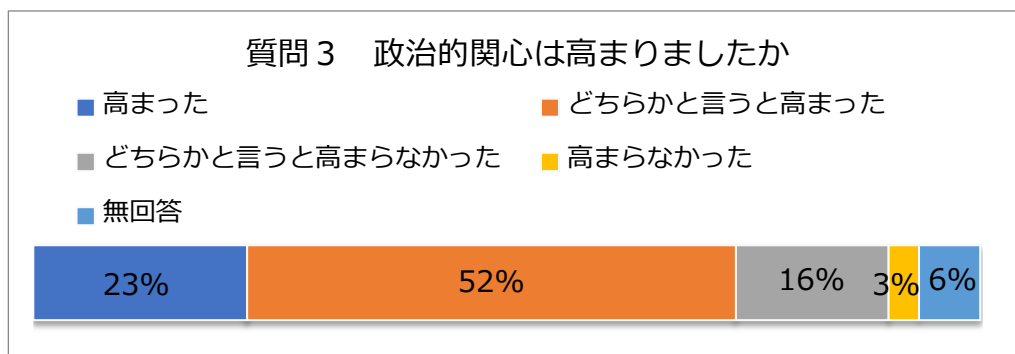
② 質問 2 情報収集の方法

○ テレビからの情報収集が多いことと、他の手段も利用していることがわかりました。



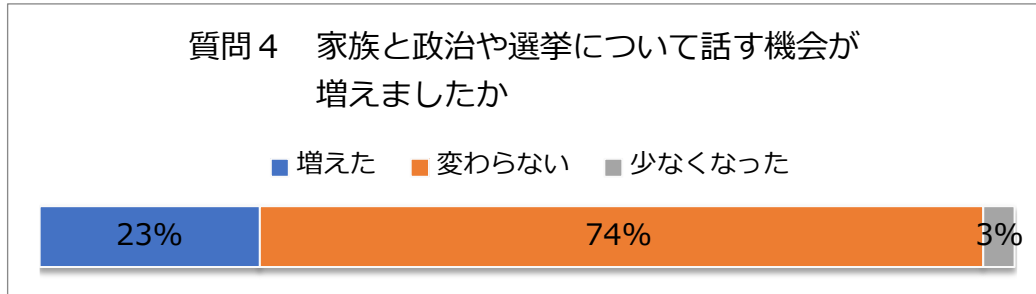
③ 質問 3 授業後の政治的関心の高まり

○ 生徒の約 7 割以上の者が、関心が高まりました。



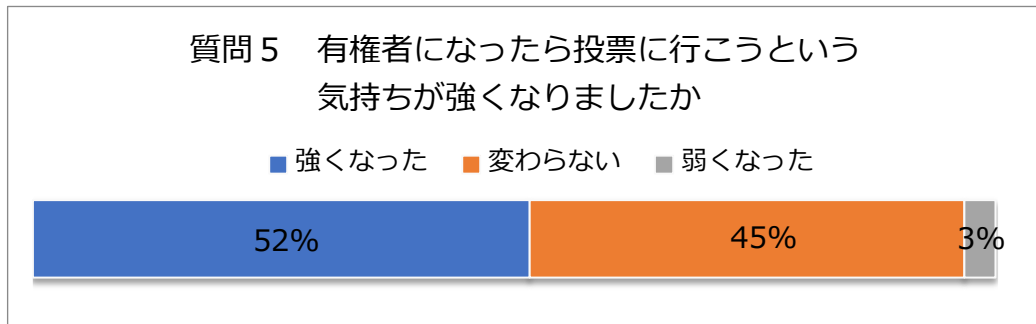
④ 質問4 家族と政治や選挙について話す機会

○ 生徒の約2割の者が、話す機会が増えましたが、約7割は変わりませんでした。



⑤ 質問5 投票に行く気持ち

○ 生徒の約半数の者が、投票に対する意欲が高まりました。



(3) 調査3

① 投票した理由

○ 「勉強をしたことを実践してみたい」、「18歳になったときに役立つ」、「どうやって決まるのか知りたかった」など、授業を受けたことで意欲が高まったと思われる回答がありました。その他、投票をした理由は多岐にわたりました。

回答（抜粋）

- ・ 18歳になった時に役立つと思った。
- ・ 今年18歳になったので投票に興味があった。
- ・ 投票をしたかった。実際に体験したかった。「模擬投票」は初めてで、行ってみようかと思った。
- ・ どうやって決まるのか知りたかった。
- ・ 練習になると思った。勉強になるから。勉強をしたから。
- ・ 投票したほうが良いと思った。投票日だから。
- ・ 友達がやっていたから。みんながやっていた。
- ・ お知らせを聞いて。ポスターを見て。

② 投票してみた気持ち

- 「満足感がある」と「楽しかった」という回答が5割以上でした。
一方で「よくわからなかった」という回答も3割ありました。

質問項目	回答率(%)
満足感がある 楽しかった	53
それほどのことではなかった つまらなかった	4
よくわからなかった	30
その他	11
無記名	2

③ その人に投票した理由（主な意見）

- 候補者選択の理由は多岐にわたりました。自分の考えに近いことを理由とした回答のほか、候補者の人柄、性別、名前の書きやすさなどを理由にした回答もありました。

回答（抜粋）

- ・ この人ならまかせられる、良い、信じられると思った。
- ・ 良い未来を作ってくれると言っていることが良かった。
- ・ 選挙用看板の写真とスローガンを見て。
- ・ 優しそうな人だから。いい人だったから。
- ・ 名前が書き易かったから。名前が気に入ったから。
- ・ 男性だから。女性だから。

4 調査用紙

調査用紙 1 生徒対象アンケート（選挙体験学習）

ようしき
様式1-1

せんきよたいけんがくしゅう かん せいと たいしゅう
「選挙体験学習」に関するアンケート（生徒対象）

（あてはまるところに○をつけてください）

がくねん ねん ねん ねん せんこうか ねん せんこうか ねん
学年 （ 1年、2年、3年、専攻科1年、専攻科2年 ）

しつもん せんきよ りかい
質問 1 選挙のことを理解しましたか。

よくわかった	
わかった	
あまりわからなかった	
わからなかった	

しつもん せんきよ いしき
質問 2 選挙のことを意識するようになりましたか。

じゅうぶん いしき 十分に意識するようになった	
すこ いしき 少し意識するようになった	
まえ か 前と変わらない	

しつもん せんきよ ほごしゃ はな おも
質問 3 選挙のことを保護者と話そうと思いますか。

おも 思う	
おも 思わない	
どちらともいえない	

しつもん ほんもの せんきよ どうひよう きも
質問 4 本物の選挙で投票しようという気持ちになりましたか。

どうひよう おも 投票しようと思う	
どうひよう おも 投票しようと思わない	

しつもん いんしやう のこ じゆぎやう ないやう なん
質問 5 印象に残った授業の内容は何ですか。

--

しつもん た き かん か
質問 6 その他、気づいたことや感じたことを書いてください。

--

調査用紙2 生徒対象アンケート（模擬投票事後学習後）

模擬投票に関するアンケート

- 問1 模擬投票の前、あなたの政治的関心はどれくらいでしたか。
- ① 関心があった
 - ② どちらかというに関心があった
 - ③ どちらかというに関心がなかった
 - ④ 関心がなかった
- 問2 候補者や政党等の政策は、主に何で調べたり知ったりしましたか。
- ① 選挙公報
 - ② 新聞
 - ③ テレビ
 - ④ インターネット
 - ⑤ その他
- 問3 模擬投票を体験してみて、あなたの政治的関心は高まりましたか。
- ① 高まった
 - ② どちらかというが高まった
 - ③ どちらかというが高まらなかった
 - ④ 高まらなかった
- 問4 模擬投票を体験してみて、家族と選挙や政治について話す機会が増えましたか。
- ① 増えた
 - ② 変わらない
 - ③ 少なくなった
- 問5 模擬投票を体験してみて、有権者になったら投票に行こうという気持ちは強くなりましたか。
- ① 強くなった
 - ② 変わらない
 - ③ 弱くなった
- 問6 今回の模擬投票について、感じたことや考えたことを書いてください。

模擬投票に関するアンケート

- 1 模擬投票に来たのはなぜですか？理由を書いてください。

- 2 模擬投票をしてみてどのような気持ちですか？あてはまるところに一つ○をつけてください。

- (1) 満足感がある
- (2) 楽しかった
- (3) それほどのことはなかった
- (4) つまらなかった
- (5) よくわからなかった
- (6) その他 ()

- 3 その人に、一票を入れた理由を書いてください。

県立平塚ろう学校（聴覚障害、高等部）と県立横浜ひなたやま支援学校（知的障害、高等部）の2校で実施した「選挙体験学習」と「模擬投票」の授業では、今後の授業改善のための資料とするために、教員を対象にアンケートを実施しました。

1 調査方法等の概要

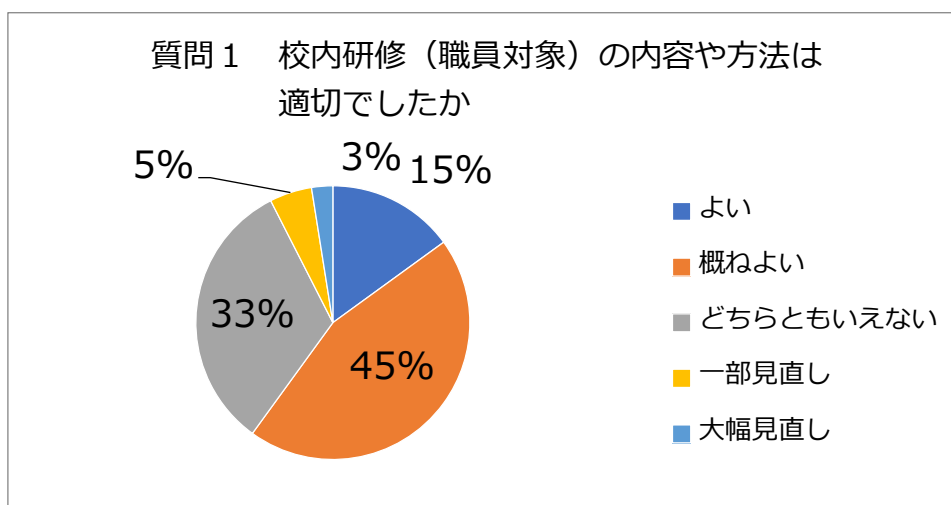
- (1) 調査方法 質問紙による調査
- (2) 調査対象 平塚ろう学校及び横浜ひなたやま支援学校で授業に携わった教員
- (3) 調査内容 調査用紙4を参照
- (4) 調査日 「模擬投票」終了後

2 調査回答数

- (1) 平塚ろう学校 21件
- (2) 横浜ひなたやま支援学校 24件 合計45件

3 調査結果概要

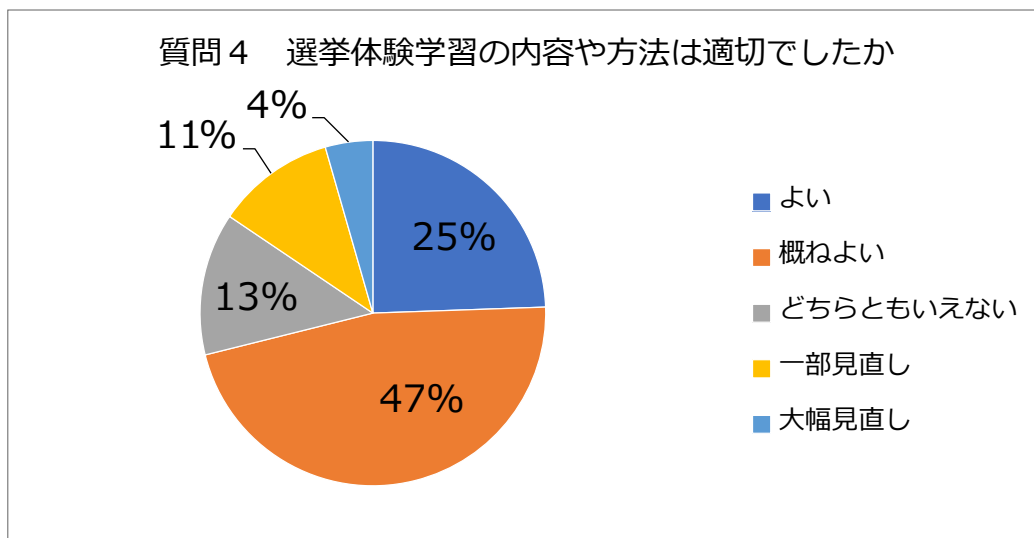
(1) 校内研修



肯定的な評価が6割、どちらとも言えないという評価が約3割でした。

「短時間で実施できた」、「分かりやすい内容だった」、「新たな気づきがあった」、「仕組みや流れを知ることができた」などの肯定的な意見や、「資料が多すぎる」、「不明瞭な内容」、「準備時間が少なかった」などの意見もありました。

(2) 「選挙体験学習」の内容や方法

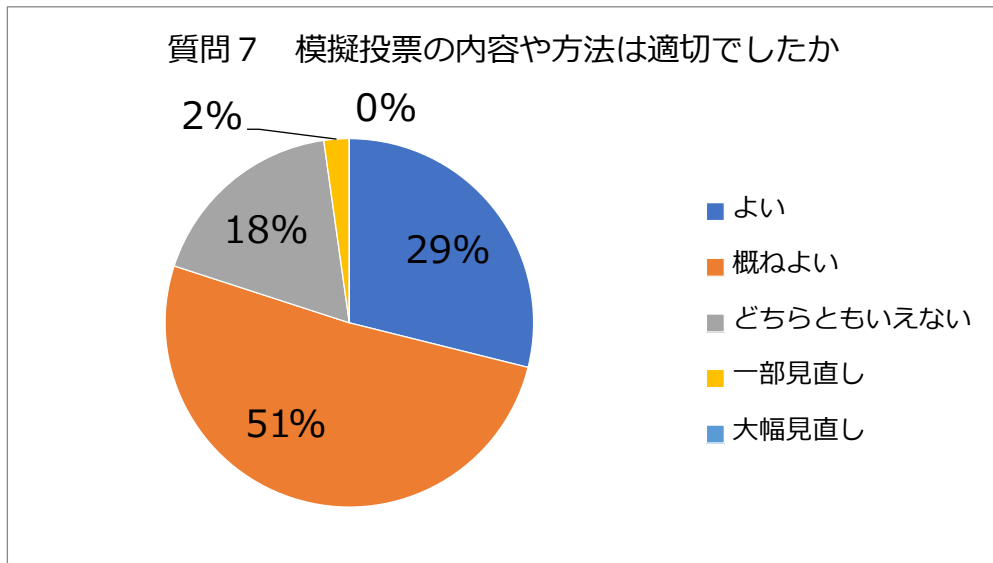


肯定的な評価が7割以上ありました。

「生徒の実態に合った題材設定ができた」、「経験できたことがよかった」、「候補者の話を聞いて考えることができた」、「投票の流れを知ることができた」、「興味を引く工夫ができた」、「話し合いができて良かった」、「外部の人の協力を得られてよい」、「実際に想定した学習環境を用意できた」などの評価がありました。

一方で、「個々の生徒の実態に合わせることは難しかった」、「内容が難しかった」、「架空では現実味が十分ではない」、「題材設定や資料づくりなどに制約が多い印象があった」などの課題があがりました。

(3) 「模擬投票」の内容や方法



8割が肯定的な評価でした。「本番に近い学習環境で学べた」、「普段は体験できないことを学べた」、「代理投票のイメージができた」、「生徒が自分で調べることができた」などの評価がありました。

一方で、「助言の仕方が難しい」、「教員がやっていいことといけないことの判断が難しい」、「障害の重い生徒にとって難しい内容」、「開票までに時間が空いてしまうので授業が繋がらない」、「保護者と一緒に考える機会が必要」などの課題があがりました。

調査用紙4 教員対象アンケート

様式3

選挙体験学習と模擬投票にかかるアンケート(職員対象)

質問1 校内研修(職員対象)の内容や方法は適切でしたか。

よい 概ねよい どちらとも 一部見直し 大幅見直し

質問2 校内研修のよかった点は何ですか。

質問3 校内研修の改善点は何ですか。

質問4 選挙体験学習の内容や方法は適切でしたか。

よい 概ねよい どちらとも 一部見直し 大幅見直し

質問5 選挙体験学習のよかった点は何ですか。

質問6 選挙体験学習の改善点は何ですか。

質問7 模擬投票の内容や方法は適切でしたか。

よい 概ねよい どちらとも 一部見直し 大幅見直し

質問8 模擬投票のよかった点はなんですか。

質問9 模擬投票の改善点は何ですか。

質問10 その他、全般をとおしての意見や感想。

1 関連通知

- (1) 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」平成 27 年 10 月 29 日付け、文部科学省初等中等教育局長通知（27 文科初第 933 号）
- (2) 「参議院議員通常選挙に向けた留意事項について」平成 28 年 6 月 9 日付け、高校教育課長、保健体育課長、特別支援教育課長通知（高第 106 号、保第 46 号、特第 25 号）
- (3) 「政治活動及び選挙運動に関する対応について」平成 28 年 6 月 21 日付け、高校教育課長、特別支援教育課長通知（高第 131 号、特第 27 号）

2 参考資料

- (1) 「「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ～主権者として求められる力を育むために～」（平成 28 年 6 月 13 日 文部科学省）
- (2) 生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来有権者として求められる力を身に付けるために」及び同指導資料（平成 27 年 9 月 総務省・文部科学省）
- (3) 「シチズンシップ教育 Citizenship Education 指導用参考資料」（平成 23 年 2 月 神奈川県教育委員会高校教育課）
- (4) 「模擬投票指導用資料」（平成 28 年 4 月 神奈川県教育委員会高校教育課）
- (5) 「政治参加教育 指導用参考資料集」（平成 27 年 9 月 神奈川県教育委員会高校教育課）
- (6) 「政治参加教育 模擬投票に向けた授業計画作成事例集（特別支援学校版）」（平成 28 年 3 月 神奈川県教育委員会特別支援教育課）
- (7) 「小・中学校における政治的教養を育む教育 指導資料」（平成 29 年 3 月 神奈川県教育委員会子ども教育支援課）
- (8) 「「シチズンシップ教育」推進のためのガイドブック」（平成 21 年 3 月 神奈川県立総合教育センター）
- (9) 「＜高等学校＞かながわのシチズンシップ教育ガイドブック」（平成 24 年 3 月 神奈川県立総合教育センター）

おわりに

平成 28 年度に実施した実際の国政選挙の候補者を扱う「模擬投票」は、神奈川県立の特別支援学校では初めての取組でした。

この「実践事例集」は、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことに伴い、特別支援学校での実践例が少ない中、各特別支援学校が適切に対応できるように作成しました。

この「模擬投票」等に臨むにあたっては、教育基本法と公職選挙法の法令を遵守した上で、障害の状態や発達段階を踏まえた指導について戸惑うことも多く、実践に関わった教職員と関係者で慎重な検討を重ね、初めて実施することができました。そして今回、その取組の成果と課題を「実践事例集」としてまとめました。

この「実践事例集」が、特別支援学校高等部における政治参加教育の推進のための一つとして活用され、生徒の自立と社会参加を目指した教育がさらに充実することを願っています。

特別支援学校高等部における模擬投票等実践事例集 平成 29 年 3 月発行

編集 神奈川県教育委員会教育局支援部特別支援教育課
〒231-8509
横浜市中区日本大通 33
電話 (045) 210-1111 (内線 8276)
F A X (045) 210-8939